宮城県信用保証協会のあらまし

Disclosure MIYAGI GUARANTEE 2025

信用保証で企業の活力・地域の繁栄

宮城県信用保証協会

URL https://www.miyagi-shinpo.or.jp/

ごあいさつ

各関係機関の皆さまには、平素より宮城県信用保証協会の業務運営につきまして、格別のご支援とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

この度、当協会の令和6年度の事業実績ならびに令和7年度の経営計画などをまとめたディスクロージャー誌「2025宮城県信用保証協会のあらまし」を作成いたしました。

本誌を通じて、より多くの皆様に当協会の業務及び取組み等についてご理解いただきますとともに、信用保証制度のご利用にお役立ていただければ幸いに存じます。

昨今、景気は緩やかに回復しているとされているものの、県内の中小企業者等を取り巻く環境は、不安定な国際情勢や円安等による物価高、構造的な人手不足、代表者の高齢化や後継者不在などの影響を受け、大変厳しい状況が続いていると認識しております。

このような中、当協会といたしましては、地域の金融機関や各産業支援機関と連携するとともに、国の経済政策とも呼応しながら、経営改善・事業転換・事業再生・DX・GX等、多様化する経営課題を抱えている中小企業者等の皆さまに対しまして、各種資金繰り支援はもとより、一歩先を見据えた早期の経営支援・事業再生支援など、事業者の実情に応じた取り組みの充実、強化に努めているところであります。

令和6年2月16日には宮城大学と連携協定を締結し、今年度から地域経済活性化のための経営支援に関する共同研究を開始しました。研究を進めることで、中小企業者等への効果的な経営支援等につながればと考えております。

今後も役職員一丸となって、業務の効率化、コンプライアンス態勢の強化にも十分留意し、地域の経済と雇用を支える中小企業者等の皆さまへの支援に全力を傾ける所存でございますので、引き続きご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和7年8月
宮城県信用保証協会
会長　大森　克之

Contents

2025 MIYAGI GUARANTEE Disclosure

1 ごあいさつ
3 宮城県信用保証協会の概要
6 組織体制について
7 信用補完制度について
9 責任共有制度について
10 信用保証料率について
11 信用保証制度のご案内
12 経営支援について
15 新たに創設された保証制度について
16 経営者保証を不要とする取扱いについて
18 令和7年度 経営計画
19 令和6年度～令和8年度 中期事業計画
21 主要業務の年度別推移（過去5年間）
23 令和6年度信用保証業務の実績（金融機関群別）
24 令和6年度信用保証業務の実績（業種別）
25 令和6年度信用保証業務の実績（制度別）
26 令和6年度信用保証業務の実績（市町村別）
27 収支計算書
29 貸借対照表
29 財産目録
31 事業計画の評価
36 令和6年度の主な取組み
38 広報活動
40 協賛・社会貢献活動
41 コンプライアンスの取組みについて
43 個人情報保護の取組みについて
44 相談窓口のご案内

宮城県信用保証協会の概要

① 信用保証協会とは

1　信用保証協会法によって設立された公的機関です。

2　中小企業・小規模事業者が金融機関から事業資金を借入れる際に公的な保証人となって借入れをスムーズにする保証機関です。

3　中小企業・小規模事業者の経営、金融の相談をお受けします。

平成30年4月から、信用保証協会法が改正され、「経営支援」が信用保証協会の業務に追加されました。

② 宮城県信用保証協会の概要

設　　立	昭和24年3月28日
根拠法律	信用保証協会法 （昭和28年8月10日 法律第196号）
関係法律	中小企業信用保険法 （昭和25年12月14日 法律第264号）
目　　的	中小企業者のために信用保証の業務を行い、もって金融の円滑化を図ることを目的とする。 （宮城県信用保証協会定款第1条）
基本財産	284億円（令和7年3月末日現在）
保証債務残高	4,393億円（令和7年3月末日現在）
保証承諾	1,348億円（令和6年度実績）
利用企業者数	21,180企業（県内中小企業の37.81％）
役職員数	常勤役員　4名 非常勤役員　13名 職　　員　92名　（令和7年4月1日現在）
事 務 所	本店・5支店

③ 沿革

昭和24年　3月28日	社団法人 宮城県信用保証協会設立認可
昭和24年　6月　1日	社団法人 宮城県信用保証協会業務開始
昭和29年　4月17日	特殊法人として主務省より組織変更認可
昭和30年　1月17日	石巻支所開設
	白石支所開設
昭和30年　9月26日	古川支所開設
昭和32年　9月　2日	気仙沼支所開設
平成　7年　9月　1日	仙台東支所開設
平成18年　3月31日	古川支所を大崎支所に名称変更
平成21年　4月　1日	本所を本店に、支所を支店に呼称変更

④ 宮城県信用保証協会役員名簿（令和7年8月1日現在）

会　長	大森　克之	常　勤	
専務理事	目黒　洋	常　勤	
常務理事	松本　英伸	常　勤	
理　事	中谷　明博	非常勤	宮城県経済商工観光部長
理　事	菅原　茂	非常勤	宮城県市長会会長
理　事	齋　清志	非常勤	宮城県町村会会長
理　事	神部　光崇	非常勤	宮城県商工会議所連合会副会長
理　事	齋藤　富嗣	非常勤	宮城県商工会連合会会長
理　事	佐藤　勘三郎	非常勤	宮城県中小企業団体中央会会長
理　事	小田島　祥之	非常勤	(株)七十七銀行常務取締役
理　事	中澤　雄二郎	非常勤	(株)仙台銀行常務取締役
理　事	渡邊　大助	非常勤	宮城県信用金庫協会会長
理　事	梶谷　啓二	非常勤	宮城県信用組合協会会長
理　事	青木　賢二	非常勤	(株)商工組合中央金庫仙台支店長
監　事	真田　玄嗣	常　勤	
監　事	今野　薫	非常勤	仙台商工会議所専務理事
監　事	成田　由加里	非常勤	公認会計士・税理士

組織体制について

組織図

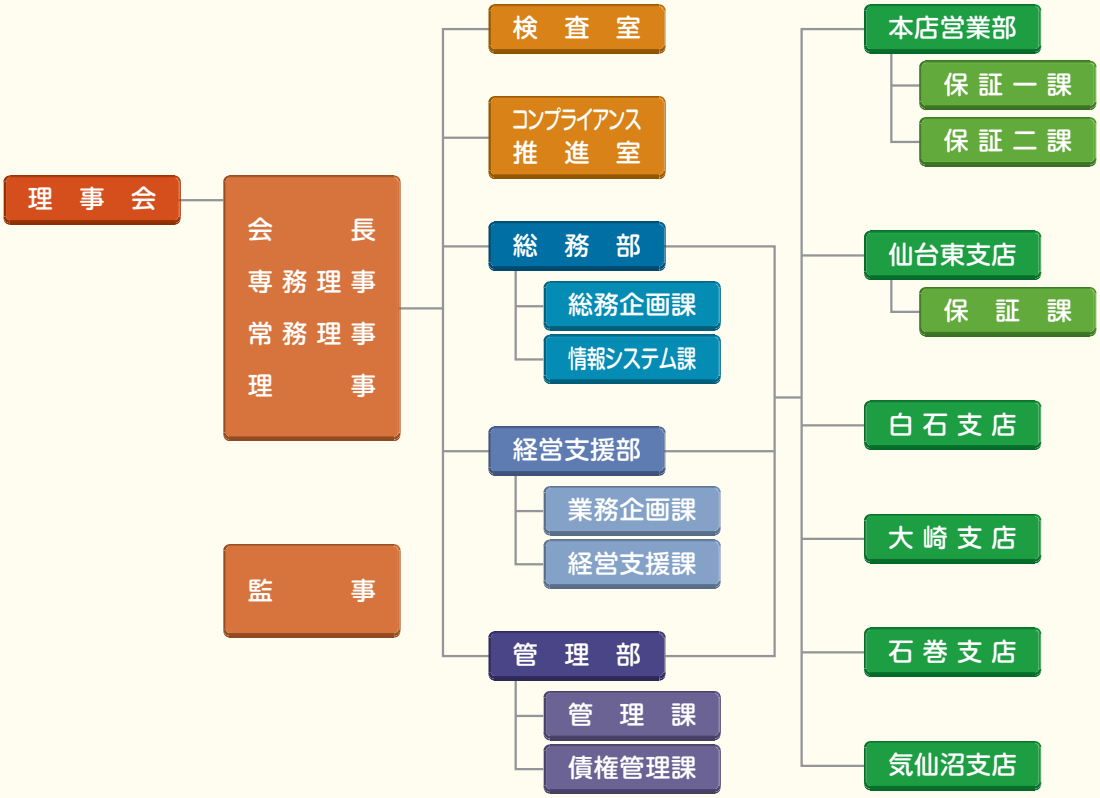

事務分掌

部署		所管業務
検査室		検査業務
コンプライアンス推進室		コンプライアンス業務
総務部	総務企画課	人事・庶務……定款・業務方法書及び諸規程の制定・改廃、理事会及び諸会議、事業報告、人事、職員研修、庶務、福利厚生、事業用動・不動産・消耗品等の購入・保管、事業計画の総括（中期事業計画・年度経営計画の策定等進捗管理）、総務関係の諸契約の締結 広報……総務関係の広報活動及び出版物の企画・立案・実施 経理……予算・決算、資金運用、借入金、預託金、出納、出えん金、金融機関等負担金
	情報システム課	事務管理……経済・金融の情報収集・データ作成・金融動向調査業務・管理統計の作成・報告、日本政策金融公庫・全国信用保証協会連合会への各種通知文の作成 広報……事業概況の作成 電算……電算機の操作及び維持管理、システム設計及びプログラムの作成、データ伝送・データ交換、電算運用による事務合理化のための総合調整
経営支援部	業務企画課	保証業務……保証業務に係る諸規程の制定・改廃及び企画・立案・実施、保証業務推進・保証審査の指導、信用保証料、償還処理、金融機関及び関係機関との打合せ会等の実施、保証業務の連絡調整、制度保証の制定・改廃、保証業務に係る事業計画、業務関係の諸契約の締結 広報……業務関係の広報活動及び出版物の企画・立案・実施 付保……信用保険付保・変更・完済の各通知
	経営支援課	審査……保証及び保証条件変更の審査、部・支店及び金融機関に対する保証審査の連絡・調整・指導 期中管理業務……延滞保証債務に係る管理業務の運営に関する企画・立案・実施、延滞保証債務に係る管理業務に関する諸規程の改廃・整備 再生支援協議会関連案件、求償権消滅保証、事業再生保証、事業再生円滑化関連保証、求償権放棄及び不等価譲渡、再生支援・経営支援業務、金融機関の紹介、商工会議所・商工会等での金融相談 再生支援・経営支援及び期中管理業務に係る事業計画に関する事項
管理部	管理課	管理業務……管理業務に係る諸規程の制定・改廃及び企画・立案・実施、管理業務事務処理の連絡・調整・指導、管理関係諸統計の作成、管理業務に係る事業計画 代位弁済……代位弁済請求の受付・調査及び履行 求償権……保険金・損失補償金の請求・受領及び納付、法的事務手続、債権書類の整理・保管
	債権管理課	求償権……求償権の回収
本店営業部・5支店		金融相談、金融機関の紹介、保証申込の受付・調査審査、延滞保証債務の管理、庶務、経理

信用補完制度について

信用補完制度のしくみ

信用補完制度は、中小企業・小規模事業者、金融機関、信用保証協会の三者から成り立つ信用保証制度と信用保証協会が 株式会社日本政策金融公庫に対して再保険を行う信用保険制度の総称です。

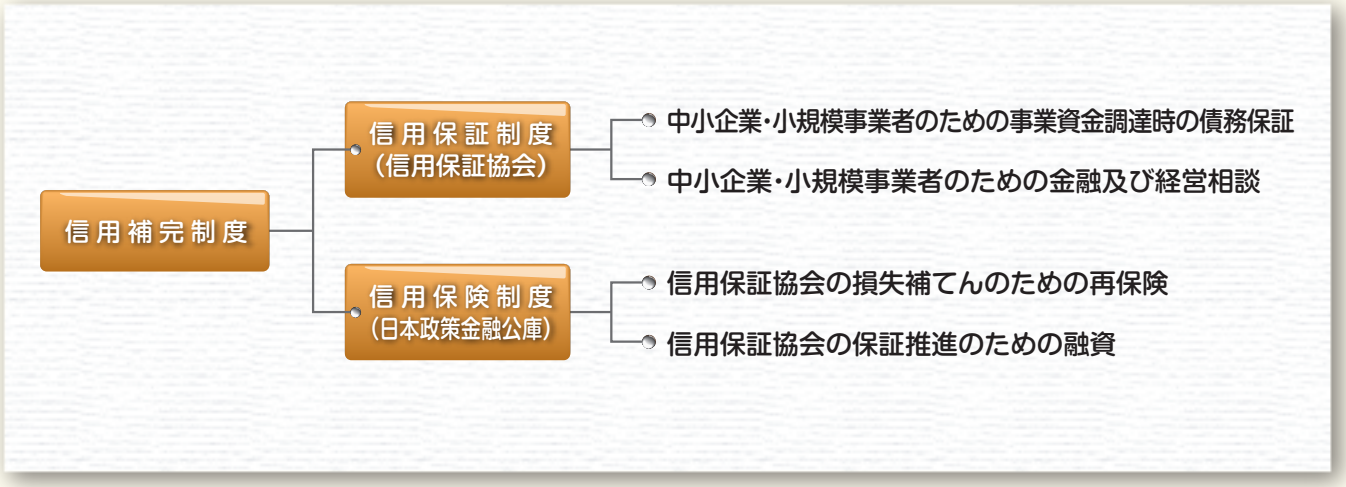

概略図

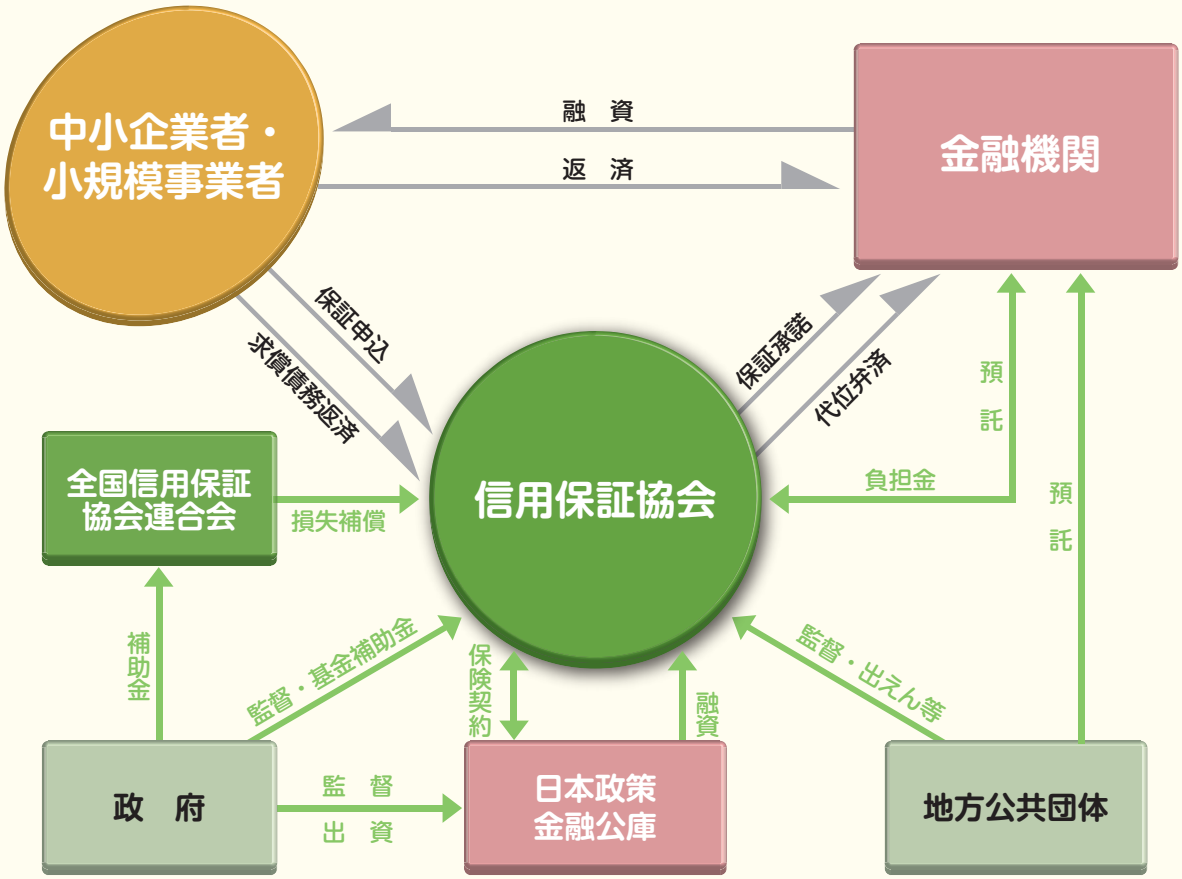

① 信用保証制度のしくみ

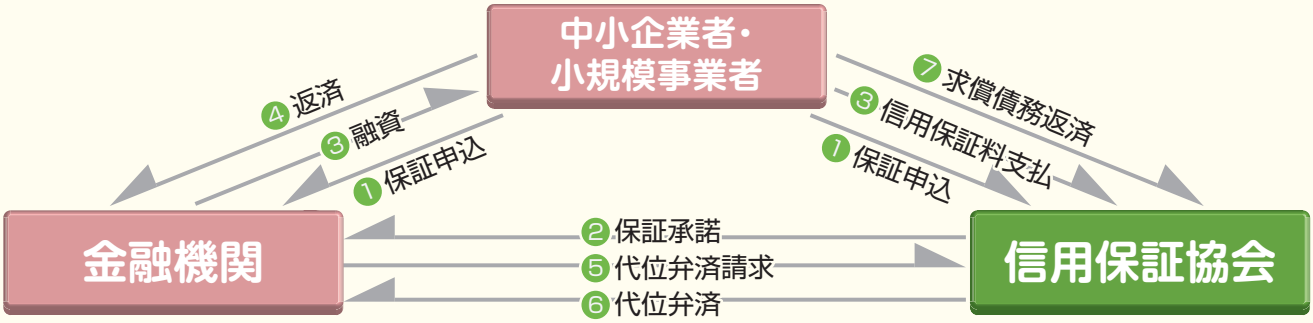

❶中小企業･小規模事業者は、信用保証協会または金融機関を経由して信用保証申込をします。

❷信用保証協会では、事業の内容や経営計画などを検討し、保証の諾否を決め、金融機関へ通知します。

❸保証承諾を受けた金融機関は中小企業･小規模事業者へ融資を行います。この時信用保証料をご負担していただきます。

❹中小企業･小規模事業者は融資条件に基づき、借入金を金融機関に返済していただきます。

❺～❻事業上の都合で万一返済できない場合は、信用保証協会が中小企業･小規模事業者に代わり金融機関へ借入金を弁済します。

❼その後、中小企業･小規模事業者とご相談しながら信用保証協会へ借入金を返済していただきます。(求償債務返済)

中小企業・小規模事業者が信用保証協会に金融機関の紹介を希望する際の相談窓口を設置しています。
相談窓口：本店営業部（保証一課、保証二課）仙台東支店、白石支店、大崎支店、
石巻支店、気仙沼支店、経営支援部経営支援課

② 信用保険制度のしくみ

❶日本政策金融公庫と信用保証協会は信用保険契約を締結し、この保険契約に基づき日本政策金融公庫は信用保証協会の保証に対して保険を引き受けます。

❷信用保証協会は日本政策金融公庫に保険料を支払います。

❸信用保証協会が金融機関に代位弁済したときは、日本政策金融公庫に保険金の請求を行います。

❹日本政策金融公庫は信用保険の種類に応じ、代位弁済した元本金額の70%から90%を保険金として信用保証協会に支払います。

❺信用保証協会は、代位弁済後の回収金を、保険金の受領割合に応じて日本政策金融公庫に納付します。

責任共有制度について

平成19年10月1日から責任共有制度が開始されました。

責任共有制度とは、中小企業・小規模事業者が保証付融資を受ける際に信用保証協会と金融機関が適切な責任共有を図り、両者が連携して経営支援や再生支援といった中小企業・小規模事業者に対する適切な支援を行うことを目的としたものです。

なお、創業向けの保証制度や経営安定関連保証の一部などは責任共有制度の対象外となります。

1　責任共有制度の概要	金融機関は、「部分保証方式」か「負担金方式」のいずれかの方式を選択しております。 ❶部分保証方式 金融機関が行う融資額の一定割合を保証する方式 ❷負担金方式 金融機関が過去の制度利用実績（代位弁済等実績率）に基づき一定の負担金を支払う方式
2　金融機関の負担割合	金融機関の負担割合は20%となります。
3　対象外となる保証	下記の制度については責任共有制度の対象外となっております。 ❶小口零細企業保証制度 ❷経営安定関連特例保険（セーフティネット）1～4、6号に係る保証 ❸災害関係特例保険に係る保証 ❹創業関連特例保険（再挑戦支援保証含む）に係る保証 ❺特別小口保険に係る保証 ❻事業再生保険に係る保証 ❼求償権消滅保証 ❽破綻金融機関等関連特別保証（中堅企業特別保証） ❾東日本大震災復興緊急特例保険に係る保証 ❿事業再生計画実施関連保証（責任共有制度対象外の保証付既往借入金を既往残高の範囲内で借り換える場合） ⓫事業再生計画実施関連保証（経営改善・再生支援強化型）制度（責任共有制度対象外の保証付既往借入金または新型コロナウイルス感染症を事由とする危機指定期間内に融資実行されたセーフティネット保証5号を既往残高の範囲内で借り換える場合） ⓬危機関連保証 ⓭伴走支援型特別保証（責任共有制度対象外の保証付既往借入金をセーフティネット保証5号又は一般保証により既往残高の範囲内で借り換える場合）

責任共有制度における金融機関の負担部分のイメージ図

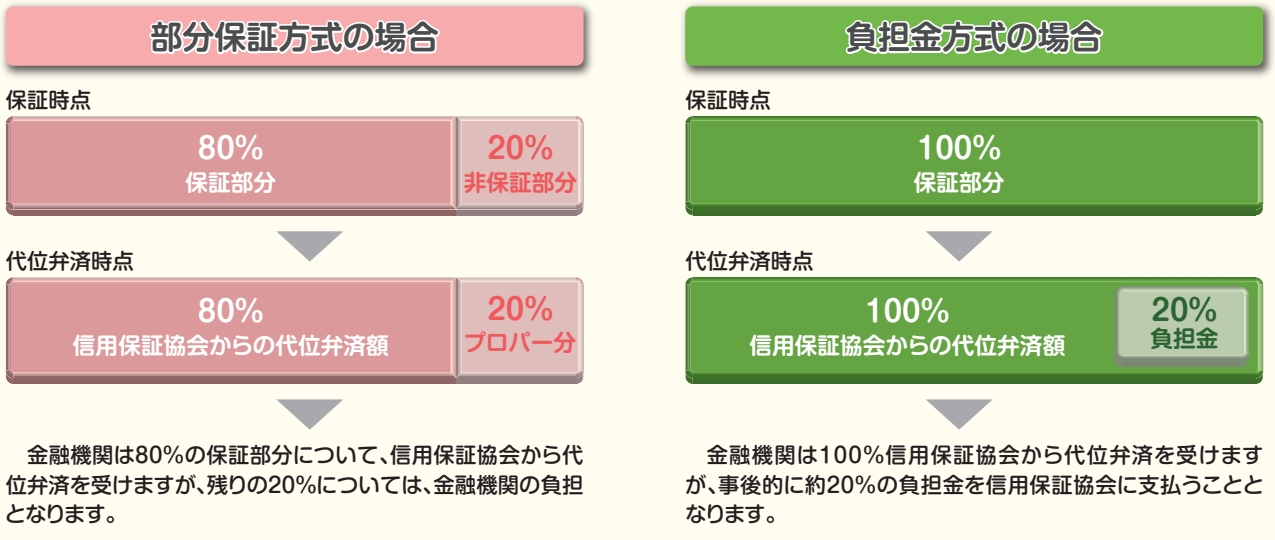

金融機関は80%の保証部分について、信用保証協会から代位弁済を受けますが、残りの20%については、金融機関の負担となります。

金融機関は100%信用保証協会から代位弁済を受けますが、事後的に約20%の負担金を信用保証協会に支払うこととなります。

信用保証料率について

信用保証協会は、全国統一で信用保証料率を弾力化するリスク考慮型保証料率体系を導入しております。これは、平成17年6月の中小企業政策審議会における「信用補完制度のあり方に関するとりまとめ」を受け、資金調達コストの軽減、公的保証の利用機会の拡大を図るとともに、中小企業・小規模事業者の発展を応援することを目的としており、基本的に一律とされていた信用保証料率を中小企業・小規模事業者の財務内容等に応じて0.50～2.20%（責任共有保証料率0.45～1.90%）の9段階にしたものです。このリスク考慮型保証料率体系は、原則として、全ての保証制度に適用されますが、経営安定関連保証（セーフティネット保証）、流動資産担保融資保証等一部の保証は対象外となります。

責任共有保証料率

平成19年10月1日からの責任共有制度の開始に伴い、金融機関が一定の負担を伴う保証の基準料率は、原則として、責任共有制度導入前と比べて低くなります。
責任共有制度対象保証の保証料率は、「責任共有保証料率」と表示されます。「部分保証方式」、「負担金方式」ともに保証委託額に対して計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。

リスク考慮型保証料率体系の内容

中小企業・小規模事業者の経営状況に応じて、下表のとおり９段階となります。最終的な信用保証料率は、個別に中小企業者の定性要因等を加味して当協会が決定します。

① 責任共有制度対象の保証料率

リスク考慮型基準料率表

区　分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率（%）（特殊保証）	1.90（1.62）	1.75（1.49）	1.55（1.32）	1.35（1.15）	1.15（0.98）	1.00（0.85）	0.80（0.68）	0.60（0.51）	0.45（0.39）

県・市町村制度融資に係るリスク考慮型料率表

区　分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有保証料率（%）	1.59	1.45	1.35	1.25	1.10	1.00	0.80	0.60	0.45

注-1／「責任共有保証料率」は、保証委託額に対して計算される保証料を、貸付金額に対する率で表示したものです。
注-2／特殊保証とは、割引根保証、当座貸越根保証及び事業者カードローン当座貸越根保証をさします。

② 責任共有制度対象外の保証料率

リスク考慮型基準料率表

区　分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有外保証料率（%）	2.20	2.00	1.80	1.60	1.35	1.10	0.90	0.70	0.50

県・市町村制度融資に係るリスク考慮型料率表

区　分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
責任共有外保証料率（%）	1.60	1.50	1.40	1.30	1.15	1.05	0.90	0.70	0.50

注-3／「責任共有外保証料率」は、保証委託額に対する率で表示したものです。

③ 定性要因（非財務要因）の加味

中小企業・小規模事業者の定性要因を評価し、基準料率からの割引を行い、最終的に適用料率を決定します。

1 有担保保証に対する割引

保証にあたって物的担保の提供がある場合は、0.1%の割引を行います。（一部保証を除く。）

2 会計参与設置会社に対する割引

会計参与の登記がある商業登記簿謄本の提出を受けた法人のお客様の場合0.1%の割引を行います。（一部保証を除く。）
※ただし、「金融商品取引法の規制の適用対象会社」並びに「会計法上の会計監査人設置会社」には、会計処理に関する割引の適用はされません。

信用リスクの評価

リスク考慮型保証料率の決定にあたっては、一般社団法人ＣＲＤ協会の予想デフォルト確率を利用します。
※一般社団法人ＣＲＤ協会とは、中小企業庁の発案により平成１３年に設立された中小企業に関する日本最大のデータベース機関です。一般社団法人ＣＲＤ協会は、スコアリングモデルや各種サービスを提供することにより、信用保証協会や金融機関の審査業務の効率化や信用リスク管理の高度化及び中小企業の経営支援等をサポートしています。

信用保証制度のご案内

① ご利用いただける方

《個人事業者及び会社、組合等法人事業者》 次の資格要件にあてはまる方は、保証をご利用できます。
政治・経済・文化団体・宗教法人等は、保証の対象となりません。

住所・営業実績

県内に事務所等を有し、客観的に事業を行っていることが明らかであること。(ただし、制度要綱等で定めがある場合は、その定めによります。)

【客観的にみて事業に着手している例】

- 既に当該事業に係る店舗・工場・事務所等の設備を完備している(不動産賃貸契約を締結している場合も可)
- 事業用建物の建築について具体的に進行中のもの(建築許可を受けて工事に着手している場合)
- 販売する商品の仕入が完了している(仕入中でも可)

資本金・従業員数

業種	資本金	従業員
小売業	5,000万円以下	50人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下
卸売業	1億円 以下	100人以下
製造業等(運輸業・建設業・鉱業・旅行業を含む)	3億円 以下	300人以下
医療法人	―――	300人以下

※次の政令特例4業種について資本金・従業員の規模が定められています。

業種	資本金	従業員
ゴム製品製造業(自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く)	3億円 以下	900人以下
ソフトウエア業	3億円 以下	300人以下
情報処理サービス業	3億円 以下	300人以下
旅館業	5,000万円以下	200人以下

注-1／資本金か従業員数のうち、いずれか一方が適合していればよいことになっています。
注-2／資本金が上記表の規模を超え、かつ、従業員も上記表の人数の9割超となる会社の場合は、公的機関に提出する一定の書類により従業員数を確認させていただきます。
注-3／組合には、ご利用できない組合もありますので、詳細は、信用保証協会窓口にお問い合せください。
注-4／特定非営利活動法人(NPO法人)については、従業員数が上記表に該当していればご利用いただけます。なお、政令特例業種の規模要件は適用されません。

業種

中小企業信用保険法施行令で定める業種となっており、商工業のほとんどの業種でご利用いただけます。ただし、農業・林業・漁業・畜産業・狩猟業・金融業・証券業・保険業の一部・風営法第2条第6項～10項に規定する性風俗関連特殊営業(例:ラブホテル、アダルトビデオ販売、テレホンクラブ等)・宗教等は、保証の対象となりません。

また、許認可や届出を必要とする事業を営んでいる場合は、当該事業に係る許認可等を受けていることが必要となります。

事業資金

保証の対象となる借入金の資金使途は、中小企業・小規模事業者が事業経営に必要な設備資金または運転資金であることが必要です。借入金が消費資金のような非生産的なものは事業資金に該当しません。

経営支援について

① 専門家派遣事業

当協会では経営の安定に支障をきたしている企業や、生産性向上を目指す企業等で経営改善等に意欲のあるかたに対し、『無料』で専門家を派遣する事業を行っています。

【事業内容】

○ 当協会が「専門家派遣に関する協定書」を締結した機関等の中小企業診断士等を派遣し、下記の事業を行います。
経営改善に対する助言、事業承継に対する助言、生産性向上に向けた助言
※ 概ね5回を目安に派遣します。

【対象者】

次の2つの要件のいずれにも該当するかた
① 当協会の保証利用があるかた
② 経営改善等に意欲があるかた、または経営改善等が必要であると当協会が判断したかた
※ なお、ご希望に添えない場合もございます。予めご承知おきください。

【費用負担】

無料 当協会が全額負担し、事業者のかたの費用負担は一切ありません

<ご利用の流れ>

ご利用の申請 → 事前打ち合わせ → 本事業を実施（ご訪問など） → 改善状況のご報告（必要に応じて）

（本事業を実施：最終日に報告会を開催）

専門家派遣事業実施事例① ～商品別の原価管理指導により収益性改善～

食肉加工販売業者

＜ 概 要 ＞
取引先数増加し業容拡大傾向にあるものの、昨今の原料高騰や最低賃金上昇に伴うコスト増加から、収益性悪化していた先。

＜支援内容＞
商品別の製造コスト把握、管理指導により適正価格を算出し、取引先への価格交渉を提案した。

＜ 効 果 ＞
一部取引先について価格交渉成功し収益性の改善が図られた。また、製造原価管理を正しく把握・理解できたことで、代表者の経営改善意欲が強まった。

専門家派遣事業実施事例② ～ローカルベンチマーク活用による整理～

電気工事業者

＜ 概 要 ＞
創業50年超の実績ある企業として業況堅調に推移している先であるが、親族・社内に明確な後継者おらず、事業承継が経営課題となっている先。今後、更なる業容拡大のため事業計画策定予定である。

＜支援内容＞
専門家との対話を通じて、自社の事業内容を深堀りし、現状や強みを整理した。ローカルベンチマークを活用し、今後の方向性を考える手がかりとした。

＜ 効 果 ＞
自社の強みの見える化により、事業計画の根底となる部分を理解した上で策定することができた。また、事業の仕組みや事業価値を明確にし、円滑に事業承継するための基盤を整えることができた。

ローカルベンチマークとは…

- 企業の経営状態の把握、いわゆる「健康診断」を行うツール（道具）です。活用によって企業が抱える課題の早期発見が可能になります。
- 企業の経営者等と金融機関、支援機関等が、対話を通じて現状や課題を理解し、個々の企業の経営改善に向けた取組を促す手段となります。

② サポート会議

中企業・小規模事業者が、自社の経営目標や課題解決に向けた取組みの実施、経営改善計画の策定等を行う過程における複数の取引金融機関との調整に係る負荷を低減するため、当協会が事務局となり「サポート会議」を開催する取組みを行っています。

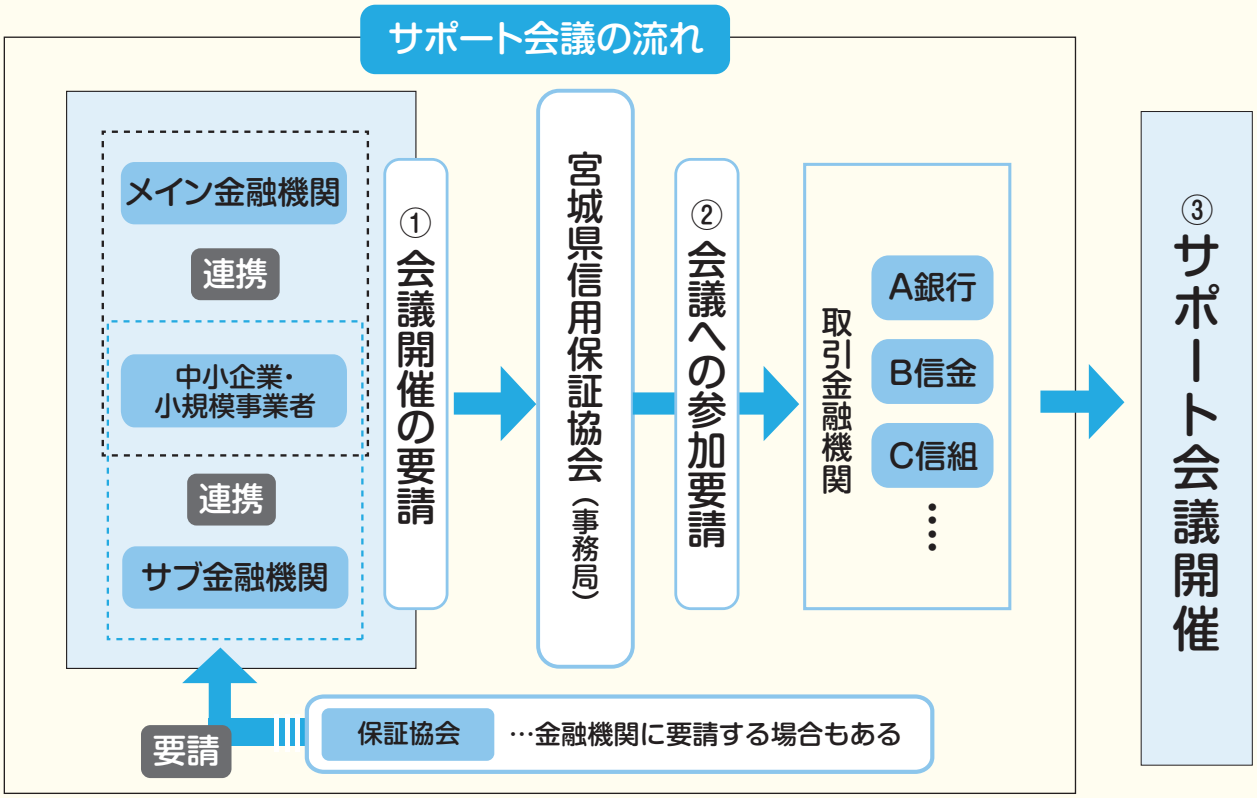

①中小企業・小規模事業者とメイン金融機関またはサブ金融機関が連携して、事務局である宮城県信用保証協会に対し、サポート会議の開催要請を行います。
保証協会が中小企業・小規模事業者と連携して取引金融機関に対し開催要請する場合もあります。
②事務局は、要請に基づき取引金融機関にサポート会議への参加要請を行い、会議開催の日程等の調整を行います。
③サポート会議においては、経営改善計画策定までの経過、財務内容、経営改善案、債権者への支援依頼内容や資金計画等を中小企業・小規模事業者から説明を受け、中小企業・小規模事業者と取引金融機関が意見交換を行います。
※サポート会議は、意見交換のみを行い、意見交換した内容を一旦持ち帰ったうえで、各金融機関が自らの対応方針を決定するものであり、会議の場においての合意形成は行いません。

③ 「経営改善計画策定」にかかる費用補助

**中小企業・小規模事業者が、認定支援機関の支援を受けて経営改善計画の策定を行った場合に、国がその費用総額の2/3（上限200万円）を補助する制度があります。
当協会でも、この制度を利用した場合に、事業者が負担した1/3（上限100万円）の費用について、50万円を限度として補助を行っています。**

【補助の概要】
経営改善計画策定支援費用（モニタリング費用は除く）のうち1/6（上限50万円）を補助します（千円未満切捨て）。

【対象者】
次の全ての要件を満たす事業者
① 経営改善に積極的に取り組む意欲があり、当協会が費用補助を適当であると認めたかた
② 利用申請時点で、当協会の保証利用があるかた
③ 原則として金融機関との合意形成に向けて「サポート会議」を活用するかた

④「サポート梵天（ぼんてん）」の活動

サポート梵天とは、令和3年10月に設置した、当協会職員の中小企業診断士をメンバーとして構成された経営支援プロジェクトチームです。中小企業者等の皆さまに対する「資金繰り支援」、「過剰債務の縮小」及び「事業再構築」等に向けた経営支援のサポート態勢強化の活動を行っています。

創業間もない企業、借入金返済を軽減している企業や「お客様アンケート」にて個別相談を希望した企業を中心に個社支援を実施しています。中小企業診断士の保証協会職員が数名の班に分かれて企業訪問を行い、経営者や従業員の方との対話を重ねて経営課題を確認、随時追加の訪問を行い伴走型でのサポートを行っています。

支援方法は競合店調査、アンケート調査、商圏分析やSNS活用提案など様々で、作成した課題解決策をご提案しています。また、支援ノウハウを共有することにより、職員の経営支援に対する意識の醸成及び支援スキルの向上も図っています。

令和6年度の活動実績

サポート梵天 構成員数	16名	支援事業者数	18企業

⑤ 中小企業経営診断システム Management consulting Support System（略称：McSS）

当協会の信用保証をご利用いただいている方の経営を支援するため、『中小企業経営診断システム』を活用した診断サービスを**“無料”**でご提供しています。

【特徴】
1. 同業種内・宮城県内での貴社の相対的なランクが分かります
2. 貴社の財務上の改善ポイントが分かります
3. 様々な条件設定でシミュレーションができます

新たに創設された保証制度について

協調支援型特別保証制度

○原材料価格の高騰、物価高、人手不足等の影響を受ける中小企業者に対し、金融機関のプロパー融資と保証付き融資を組み合わせることなどにより金融仲介機能の一層の強化を図り、人手不足に対応するための省力化投資による中小企業者の経営の安定や事業の発展など多岐にわたる経営課題解決への取組に資することを目的とした保証制度です。

○国からの保証料補助があります。

		国	宮城県
1	制度名	協調支援型特別保証制度	経営安定資金保証制度　協調支援型特別資金
2	保証対象者	次のいずれかに該当する方 ①申込金融機関から本制度による保証付き融資の実行と原則同時に本保証付き融資額の1割以上（融資期間12か月以上）のプロパー融資を受ける方 ②申込金融機関の支援を受けつつ、自ら経営行動計画の策定並びに計画の実行及び進捗の報告を行う方	
3	保証(融資)限度額	2億8,000万円 （組合等は4億8,000万円）	8,000万円
4	対象資金	事業資金	
5	返済方法	一括返済又は分割返済	
6	保証期間	一括返済の場合　1年以内 分割返済の場合　10年以内（据置期間は運転資金1年以内、設備資金及び運転設備資金3年以内）	
7	担保・保証人	担　保：必要に応じて徴求するものとする。 保証人：必要に応じて徴求する。ただし、法人代表者以外の連帯保証人は原則徴求しない。	
8	信用保証料率	上記①の場合【表1】、②の場合【表2】を適用	
9	貸付利率	取扱金融機関所定	年1.6%
10	責任共有	責任共有対象　※金融機関の選択した責任共有制度の方式によります。	
11	添付書類	信用保証協会所定の申込資料のほか、次の資料を添付 申込人資格要件申告書兼誓約書 経営行動計画書（上記②の場合のみ）	

保証料補助

適用される保証料率に応じて、各補助区分欄に掲げる料率に相当する額を国が補助します

【表1】

区　分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助（%）	0.95	0.87	0.77	0.67	0.57	0.50	0.40	0.30	0.22
事業者負担（%）	0.95	0.88	0.78	0.68	0.58	0.50	0.40	0.30	0.23

※1 令和7年3月14日から令和8年3月31日までの補助率です（令和8年4月1日以降は補助率が異なります）
※2 条件変更に伴い追加して生じる保証料については国の補助の対象外となります

【表2】

区　分	1	2	3	4	5	6	7	8	9
料率（%）	1.90	1.75	1.55	1.35	1.15	1.00	0.80	0.60	0.45
補助（%）	0.47	0.43	0.38	0.33	0.28	0.25	0.20	0.15	0.11
事業者負担（%）	1.43	1.32	1.17	1.02	0.87	0.75	0.60	0.45	0.34

経営者保証を不要とする取扱いについて

経営者保証を不要とする保証の取扱いが出来る可能性があります。

1 保証時の取扱い

①～③のいずれかにより、経営者保証を不要とする保証の取扱いが可能です。

①金融機関連携型【BK連携型】

○申込金融機関にて、(1)または(2)を充足している場合には、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

(1)要件1及び要件3を満たす

(2)要件2及び要件3を満たす

【要件1】経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資の残高がある。

【要件2】経営者保証を不要とし、かつ保全がないプロパー融資を本保証付き融資と同時に実行する。

【要件3】「直近2期の決算期において減価償却前売上高経常利益が連続して赤字でないこと」かつ「直近決算期において債務超過でないこと」　※確認書の提出が必要となります。

②財務要件型無保証人保証制度【財務型】

○特定社債保証制度と同様の財務要件を設けた保証制度「財務要件型無保証人保証制度」を利用する場合は、経営者保証を不要とすることができます。

③担保充足型【担保型】

○申込人又は代表者本人が所有する不動産の担保提供があり、十分な保全(信用保証協会評価に基づき、100%以上の余力とする)が図られる場合は、保証制度を問わず経営者保証を不要とすることができます。

2 期中時(事業承継時を除く)の取扱い

原則として、次のいずれかの方法により、期中時に経営者保証を不要とする取扱いができます。

借　換　え	【BK連携型】【財務型】【担保型】により借換えを行う。
条　件　変　更	【BK連携型】により経営者保証の解除を行う。

3 事業承継(代表者交代)時の取扱い

経営者保証ガイドライン特則に即し、同一の保証付き融資に対して、原則として旧代表者、新代表者の双方から二重には保証を求めません。

原則として、新代表者の保証を追加する場合は旧代表者の保証を解除し、旧代表者の保証を解除しない場合は新代表者の保証を求めません。

令和6年度における経営者保証に関するガイドラインの活用実績は以下のとおりです。

		件数	前年比
1	信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	9,663	99.4%
2	無保証人で信用保証を承諾した件数(法人・個人を含む)	2,998	114.3%
3	信用保証を承諾した件数のうち無保証人の割合(法人・個人を含む)	31.0%	
4	既存の保証付き融資について、保証人の保証契約を解除した件数	181	107.1%
5	「経営者保証に関するガイドライン」により保証債務整理を成立させた件数	46	191.7%
6	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除し、かつ、新代表者との保証契約を締結しなかった件数	156	100.6%
7	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除する一方、新代表者との保証契約を締結した件数	322	101.6%
8	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約は解除しなかったが、新代表者との保証契約は締結しなかった件数	334	133.6%
9	代表者交代時に、既存の保証付き融資について旧代表者との保証契約を解除せず、かつ、新代表者との保証契約を締結した件数	1	16.7%
10	6～9の合計	813	111.7%

経営者保証を不要とする取扱いについて

～保証料の上乗せで経営者保証が不要となります。～
『事業者選択型経営者保証非提供制度』

（注）本制度は、個別の保証制度ではありません。

1 ご利用いただけるかた	次の（1）～（5）をすべて満たす法人（※1） （1）過去2年間、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出していること （2）直前決算において、代表者等への貸付金その他の金銭債権がなく、かつ代表者への役員報酬、賞与、配当その他の金銭の支払が社会通念上相当と認められる額を超えていないこと （3）次のいずれかを満たすこと ①直前決算において債務超過でない（※2） ②直前2期の決算において減価償却前経常利益が連続して赤字でない（※3） （4）次の①及び②について継続的に充足することを誓約する書面を提出していること ①保証申込後においても、決算書等を申込金融機関の求めに応じて提出すること ②保証申込日を含む事業年度以降の決算において代表者への貸付金等がなく、役員報酬等が社会通念上適切な範囲を超えていないこと （5）保証料率の引上げを条件として保証人の保証を提供しないことを希望していること ※1 法人の設立後最初の事業年度（設立事業年度）の決算がない法人の場合、（1）、（2）及び（3）は問いません。設立事業年度の次の事業年度の決算がない法人の場合（3）は問いません。 ※2 貸借対照表において「純資産の額≧0」となること。 ※3 損益計算書において「経常利益＋減価償却≧0」となること。
2 保証料率	ご利用いただける方（3）①及び②のいずれも満す場合 各信用保証協会所定の保証料率に0.25%上乗せ ご利用いただける方（3）①又は②のいずれか一方を満たす場合、又は法人の設立後2事業年度の決算がない場合 各信用保証協会所定の保証料率に0.45%上乗せ
3 対象となる保証制度	原則として次の信用保険が付保された保証が本制度の対象となります。 ・無担保保険・公害防止保険・エネルギー対策保険・海外投資関係保険 ・新事業開拓保険・事業再生保険 （注）法令の定めるところにより保証人を徴求しない保証は本制度の対象外。

令和7年度 経営計画

① 業務運営方針

事業者の資金調達の円滑化等を図りつつ、宮城県中小企業活性化協議会（以下、活性化協議会という。）やよろず支援拠点等と連携し、中小企業者等の実情に応じた経営改善・事業再生・再チャレンジ支援に取り組んでまいります。

資金繰り支援については、中小企業者等の借換需要や中小企業者等のライフステージに応じた資金需要等に迅速・的確に対応するとともに、政府系金融機関との連携も図りながら、安定・継続的な支援に努めてまいります。

加えて創業支援・事業承継支援等により地方創生に貢献するほか、「経営者保証を不要とする融資慣行の確立」に向けた対応に努めてまいります。

また、経営改善・事業転換・事業再生・DX等、多様化する経営課題を抱えている中小企業者等に対しては、対話や情報交換によりニーズを的確に捉え、協会の情報力とネットワーク力を活用しながら、各種支援に取り組んでまいります。

回収については、不動産担保や第三者保証人のない求償権の累積等により回収環境が厳しさを増す中、債務者等の現況把握と回収の可能性の見極めを速やかに行い、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」や「求償権消滅保証」を視野にいれ、専門家派遣事業等による事業再生支援を行いながら、回収の最大化・効率化に努めてまいります。

そのほか、コンプライアンス態勢の推進、人材育成の充実・強化、業務の効率化等の取組みに努め、地域に必要な公的機関として質の高いサービスの提供及び認知度向上により「信頼される協会」、「顔の見える協会」を目指し、業務に邁進してまいります。

1 保証部門の重点課題

- ❶ ライフステージに応じた迅速・的確な資金繰り支援
- ❷ 地方創生の実現に資する取組み

2 期中管理・経営支援部門の重点課題

- ❶ 中小企業者等の実情に沿った期中支援
- ❷ 経営支援の強化
- ❸ 事業再生支援の促進
- ❹ 経営支援の取組みに関する効果検証

3 回収部門の重点課題

- ❶ 回収手続きの早期着手
- ❷ 定期弁済先への適切な対応
- ❸ 管理事務停止及び求償権整理の促進

4 その他間接部門の重点課題

- ❶ コンプライアンス態勢の充実
- ❷ 人材育成の充実・強化
- ❸ 業務の効率化への取組み
- ❹ 危機・リスク管理の徹底
- ❺ 情報発信の充実と認知度の向上

② 事業計画

令和7年度の保証承諾等の主要業務数値（見通し）は、以下のとおりです。

	金　　額	対前年度実績比
保　証　承　諾	110,000百万円	81.6%
保 証 債 務 残 高	420,000百万円	95.6%
代　位　弁　済	10,000百万円	94.5%
実　際　回　収	1,500百万円	82.2%

令和6年度～令和8年度 中期事業計画

中期事業計画　宮城県信用保証協会は、公的機関として経営の透明性を一層向上させるため、「中期事業計画（令和6年度～令和8年度）」を策定し、公表しております。

宮城県信用保証協会は、県内の中小企業・小規模事業者から頼られるパートナーとして「信頼される協会」、「顔の見える協会」を目指し、公的使命が大きく社会的責任の重い「保証機関」として、中小企業者等が置かれているライフステージに応じた資金需要への対応とともに、経営支援・事業再生支援にも注力し、協会の情報力とネットワーク力を活用しながら、金融機関や各産業支援機関と連携して中小企業者等の健全な育成と地域経済の発展に寄与してまいります。

令和6年度から令和8年度までの3か年における業務上の基本方針については、以下に掲げる事項を主要項目として取り組んでまいります。

1　ライフステージに応じた迅速・的確な資金繰り支援

中小企業者等が置かれているライフステージに応じた資金需要に迅速・的確に対応するため、金融機関との対話や、関係機関との情報共有等を積極的に行い、信用保証制度及び各種政策保証等の周知に努めてまいります。なお、令和6年3月に開始された「保証料の上乗せという経営者保証の機能を代替する手法を活用した保証制度」及び「プロパー融資借換特別保証制度」について周知してまいります。

また、金融機関との連携を一層強化し、適切なリスク分担のもと、中小企業者等の信用力や将来性、挑戦する意欲を受け止め、個々の実情に応じた資金繰り支援を行ってまいります。

2　地方創生の実現に資する取組み

持続可能な地域社会へ貢献できるよう、創業支援、事業承継支援、学生向けの金融教育・起業マインドの醸成を重要視し、各種説明会・研修会等を行ってまいります。

また、当協会のホームページやLINE等を活用し、各種政策保証等の周知に加え、外部機関が開催するイベントや支援策等、中小企業者等にとって有益な情報を発信し、支援策の浸透・活用に努めてまいります。

3　中小企業者等の実情に沿った期中支援

企業訪問や条件変更先・延滞先の調査を実施するほか、返済据置をしている先については金融機関との情報共有（モニタリング等）を実施し、中小企業者等の実情に寄り添った個々の課題に応じたきめ細やかな期中支援、経営支援を提供することで、多様化する課題を解決できるよう全力でサポートを行ってまいります。

4　経営支援の強化

早期の経営改善を促すため、金融機関をはじめとした各関係機関との情報交換の活発化を図りながら、企業訪問やサポート会議の活用を中心に支援機関への取次ぎや専門家派遣の提案をするなど、引き続きハブ機能を発揮するとともに効果的で実効性の高い経営支援に地域一体となって取り組み、中小企業者等の持続的発展を力強く後押ししてまいります。

5　事業再生支援の促進

挑戦意欲がある中小企業者等の再生支援を加速するために、金融機関や活性化協議会等と連携し、国の施策に呼応した支援に取り組んでまいります。

そのほか、震災に係る債権買取後のエグジットの促進に努めるとともに、地域の貴重な技術や人材等の経営資源を維持するため、政府系金融機関による資本性劣後ローンとの協調支援も活用しながら、深刻な経営環境に置かれている中小企業者等の再生を積極的に支援してまいります。

6　経営支援の取組みに関する効果検証

中小企業者等に対する経営支援が信用保証協会の業務として位置付けられ、一層質の高い取組みを行っていくことが期待されていることから、中小企業の経営改善・生産性向上に向け、より効果的な経営支援を提供していく必要があることから、経営支援の効果を検証するための新たな仕組みを取り入れることといたします。

経営支援を実施した中小企業者等の各種データの蓄積・分析等により効果を検証し、検証から得た結果を踏まえ工夫や改善を進めて経営支援のレベルアップを図ってまいります。

7　求償権の効率的な管理・回収

限られたマンパワーで最大限の回収効果を発揮するための取組みとして、初動を徹底し、債務者等の実情に配慮しながら実効性のある回収手続きの早期着手や、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」を積極的に活用のうえ回収の最大化を図り、また、安定した回収財源の維持・増額に向けて定期弁済先の管理を徹底するほか、管理負担の軽減を図るために求償権の選別を行い、管理事務停止・求償権整理事務の促進にも努めてまいります。

そのほか、中小企業者への支援の観点から、経営者の再チャレンジへの目線も取り入れ、関係機関・部署と連携し、求償権消滅保証を含めた事業再生支援にも取り組んでまいります。

8　コンプライアンス態勢の充実

健全な業務運営による社会からの信頼の確立を目的に、信用保証協会のもつ「公共性」と「社会的責任」の重みを役職員一人一人が常に認識しながら、引き続き「法令等の遵守」の徹底に努めてまいります。また、個人情報の保護に向け、法律やガイドライン等に則り、適切な取得、利用及び管理に努めるほか、反社会的勢力等に対しては、蓄積情報を活用し、保証の不正利用防止を図るとともに、弁護士、警察、暴力団追放推進センター等の関係機関と緊密に連携し、組織全体で関係遮断に取り組んでまいります。

9　人材育成の充実・強化

中小企業者等のライフステージにおける様々な経営課題に対応する能力の向上や、金融機関や外部支援機関と連携しながら柔軟に対応できる人材の育成を図ってまいります。

10　業務の効率化への取組み

業務のDX化により金融機関との利便性向上を図るとともに、時代に即した業務改革・職場環境の改善を図ってまいります。

11　危機・リスク管理の徹底

協会の公共性を踏まえ、災害発生等による危機リスクやシステムリスクによる地域経済活動への影響を最小限にとどめるため、管理態勢の強化と安定した業務運営を図ってまいります。

12　情報発信の充実と認知度の向上

当協会のホームページやLINE等を活用し、関係機関等の支援情報、関連する取組みなど中小企業者等に有益な情報を発信するとともに、県内の大学や高校、専門学校等との連携を深め、金融教育などを通じ、地方創生に貢献してまいります。

また、当協会オリジナルキャラクター等を活用し、当協会への親近感と認知度の向上に努めてまいります。

主要業務の年度別推移（過去5年間）

保証承諾

〈年度別推移表〉

年度	件数	金額（百万円）	前年比（%）
2	23,250	421,423	402.4
3	7,317	95,848	22.7
4	8,083	103,496	108.0
5	9,722	147,950	143.0
6	9,663	134,753	91.1

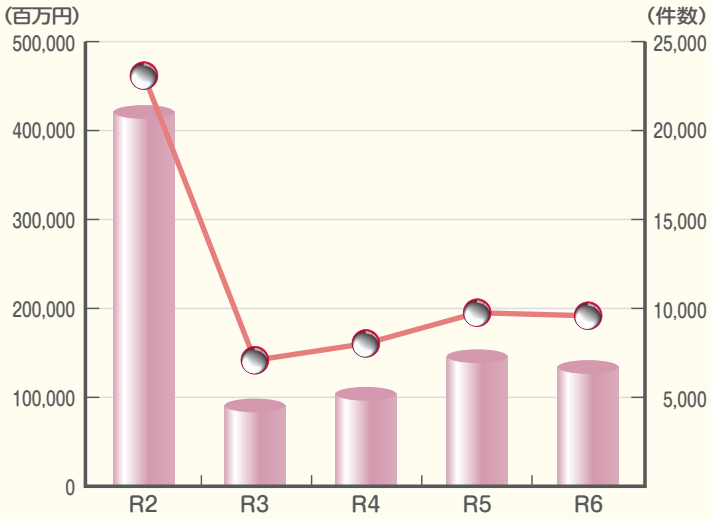

保証債務残高

〈年度別推移表〉

年度	件数	金額（百万円）	前年比（%）
2	40,458	499,036	194.2
3	39,696	496,189	99.4
4	40,112	476,389	96.0
5	38,824	453,636	95.2
6	39,438	439,326	96.8

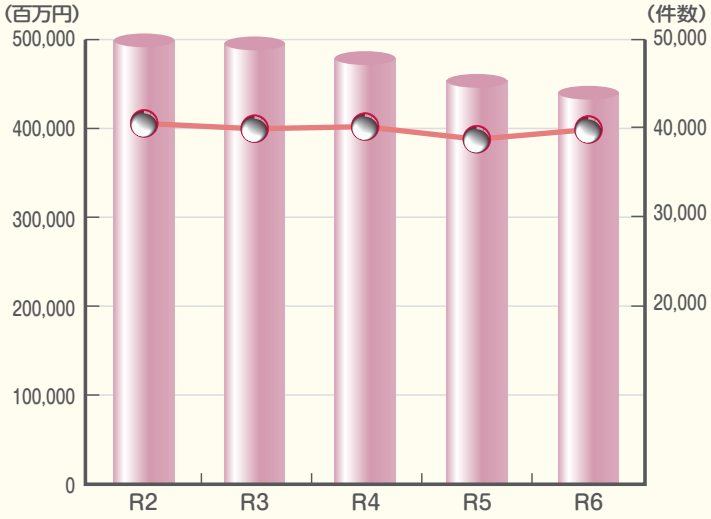

代位弁済（元利）

〈年度別推移表〉

年度	件数	金額（百万円）	前年比（%）
2	443	4,261	64.1
3	334	3,674	86.2
4	461	5,239	142.6
5	701	7,092	135.4
6	826	10,582	149.2

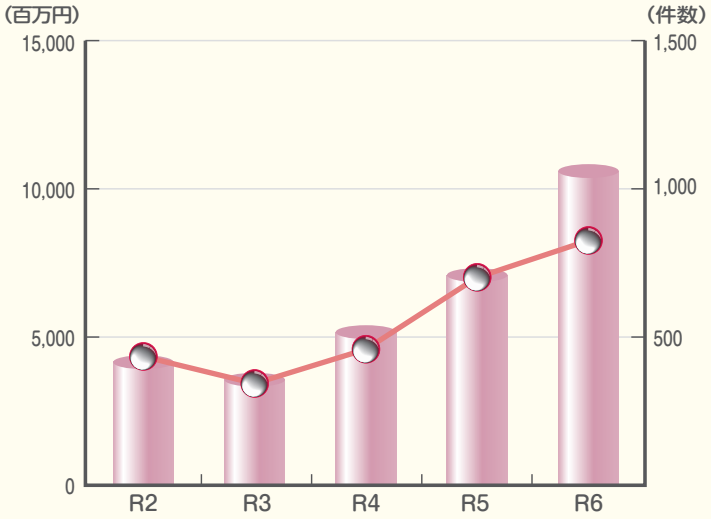

回収金（元金）

〈年度別推移表〉 元金

年度	金額（百万円）	前年比（%）
2	1,659	124.7
3	1,201	72.4
4	1,310	109.1
5	1,147	87.6
6	1,680	146.4

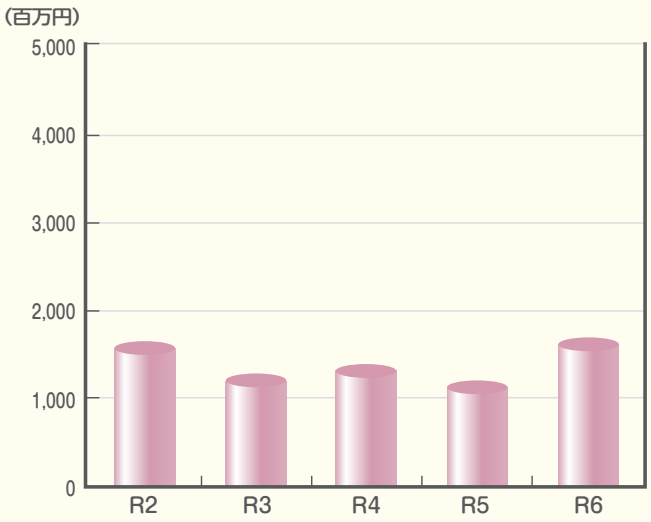

求償権残高（対債務者）

〈年度別推移表〉 残高金額 件数

年度	件数	金額（百万円）	前年比（%）
2	8,186	78,660	93.6
3	7,650	73,634	93.6
4	7,540	73,122	99.3
5	7,795	75,868	103.8
6	7,547	75,251	99.2

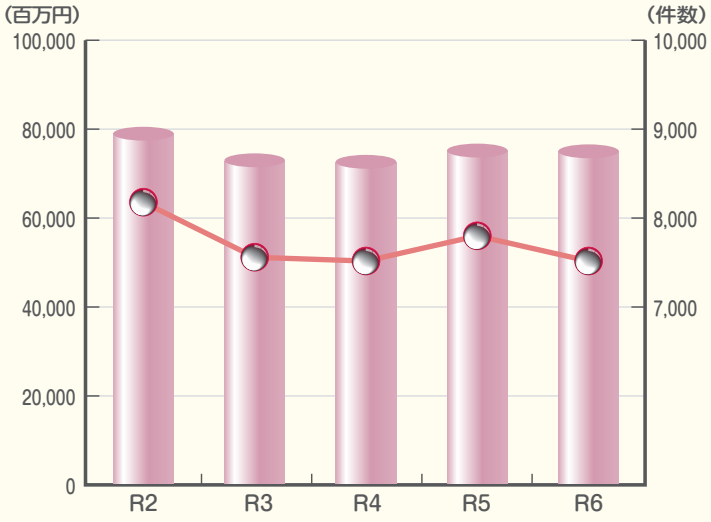

令和6年度信用保証業務の実績（金融機関群別）

保証承諾

〈構成比グラフ〉　単位：%

	件数	金額（百万円）	前年比（%）
都市銀行	42	1,391	88.2
地方銀行	3,609	55,229	92.8
第二地銀	2,498	33,861	102.7
信用金庫	2,179	28,326	84.9
信用組合	1,315	15,646	77.6
政府系	19	278	79.7
その他金融機関	1	21	—
合計	9,663	134,753	91.1

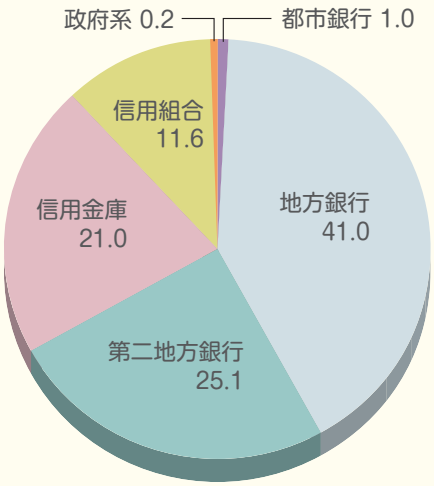

保証債務残高

〈構成比グラフ〉　単位：%

	件数	金額（百万円）	前年比（%）
都市銀行	320	6,926	94.7
地方銀行	15,691	197,806	95.6
第二地銀	9,787	101,122	98.5
信用金庫	9,064	89,438	95.9
信用組合	4,439	42,314	101.8
政府系	134	1,692	96.9
その他金融機関	3	27	57.7
合計	39,438	439,326	96.8

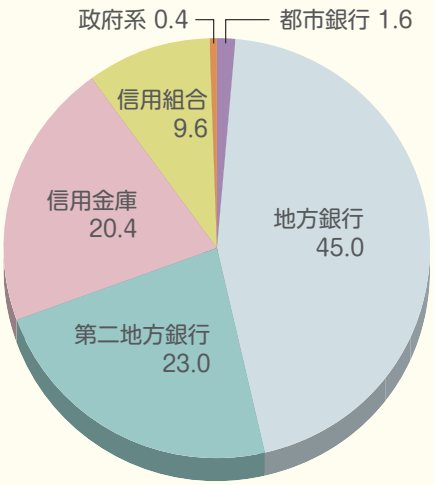

代位弁済（元利）

〈構成比グラフ〉　単位：%

	件数	金額（百万円）	前年比（%）
都市銀行	9	174	130.0
地方銀行	302	4,184	173.9
第二地銀	225	2,459	113.2
信用金庫	234	3,258	190.4
信用組合	54	465	70.2
政府系	2	42	524.5
その他金融機関	0	0	—
合計	826	10,582	149.2

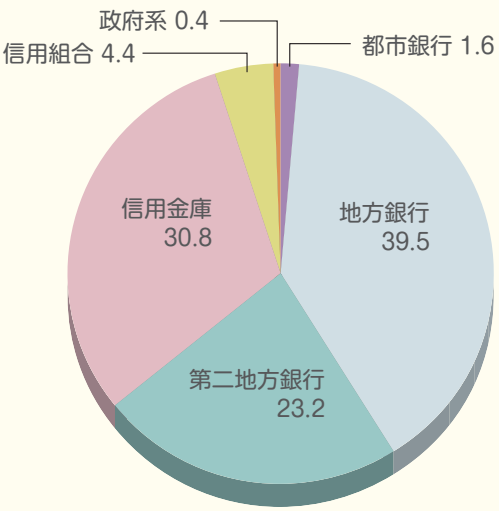

※四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しません。

令和6年度信用保証業務の実績（業種別）

保証承諾

〈構成比グラフ〉　単位：%

	件数	金額（百万円）	前年比（%）
製造業	1,159	19,342	80.3
農林漁業	21	236	60.1
鉱業	11	296	129.5
建設業	3,325	46,096	96.6
卸売業	918	16,996	92.3
小売業	1,097	12,468	84.9
飲食店	457	3,792	77.9
運送倉庫業	390	7,504	89.3
サービス業	1,758	19,868	93.7
不動産業	465	7,424	101.0
その他の産業	62	731	121.8
合計	9,663	134,753	91.1

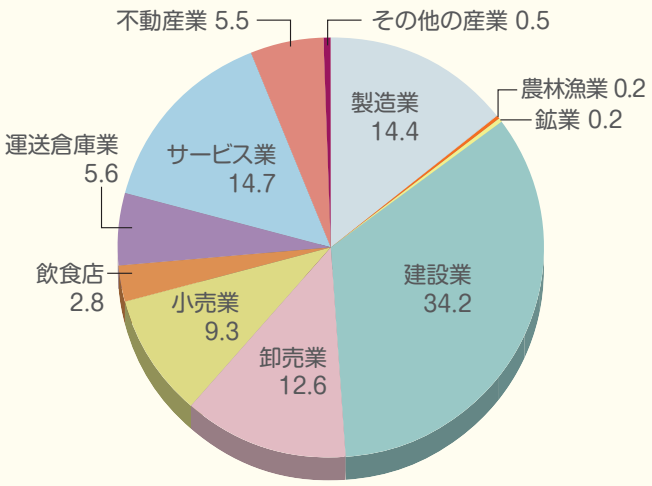

保証債務残高

〈構成比グラフ〉　単位：%

	件数	金額（百万円）	前年比（%）
製造業	4,870	65,288	94.8
農林漁業	88	815	93.6
鉱業	35	642	76.1
建設業	11,231	123,522	97.6
卸売業	3,603	50,665	95.6
小売業	4,646	44,789	96.5
飲食店	2,793	21,400	95.5
運送倉庫業	1,815	27,884	96.8
サービス業	7,916	77,247	97.5
不動産業	1,922	22,512	103.8
その他の産業	519	4,562	92.5
合計	39,438	439,326	96.8

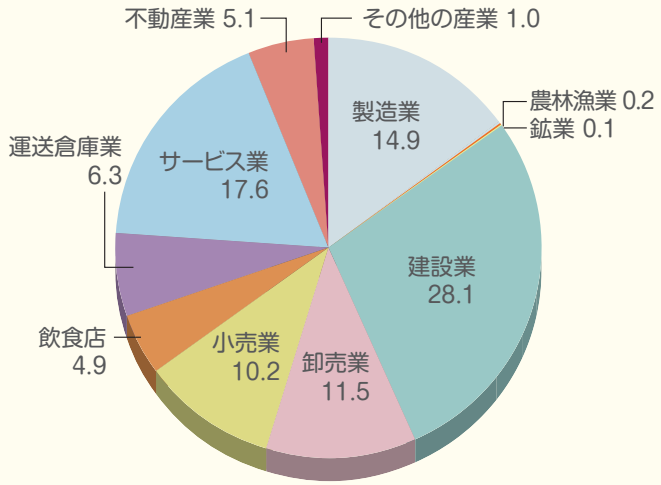

代位弁済（元利）

〈構成比グラフ〉　単位：%

	件数	金額（百万円）	前年比（%）
製造業	101	1,802	155.5
農林漁業	2	9	17.4
鉱業	5	210	—
建設業	236	3,147	126.9
卸売業	64	934	111.7
小売業	117	1,050	168.1
飲食店	90	566	96.4
運送倉庫業	42	651	170.0
サービス業	147	1,874	197.6
不動産業	16	218	1318.3
その他の産業	6	121	1991.6
合計	826	10,582	149.2

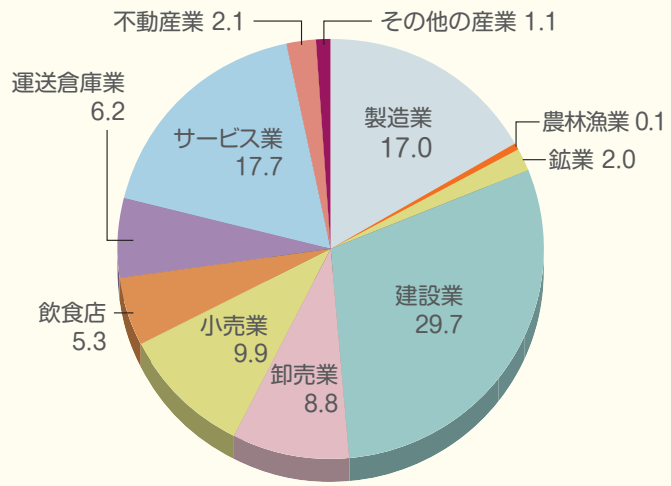

※四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しません。

令和6年度信用保証業務の実績（制度別）

保証承諾

〈構成比グラフ〉　単位：%

	件数	金額（百万円）	前年比（%）
普通保証	223	4,335	87.9
協会制度	959	10,251	88.7
県制度	5,654	92,878	86.9
市町村制度	2,827	27,290	111.1
合計	9,663	134,753	91.1

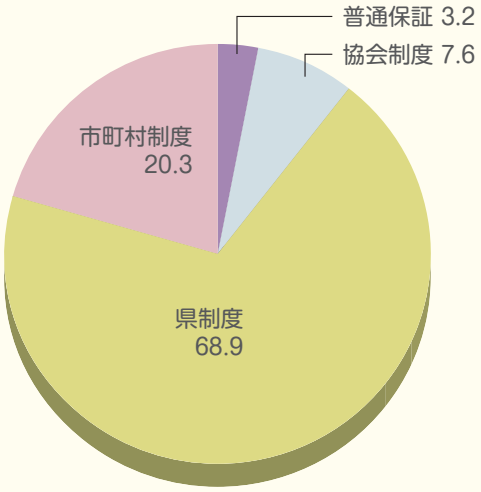

保証債務残高

〈構成比グラフ〉　単位：%

	件数	金額（百万円）	前年比（%）
普通保証	1,133	15,465	107.6
協会制度	2,278	24,633	98.9
県制度	26,510	325,030	94.7
市町村制度	9,517	74,198	104.5
合計	39,438	439,326	96.8

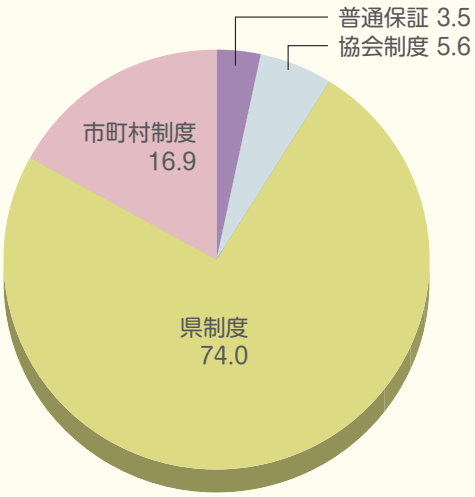

代位弁済（元利）

〈構成比グラフ〉　単位：%

	件数	金額（百万円）	前年比（%）
普通保証	23	140	303.9
協会制度	40	322	117.8
県制度	571	8,092	136.3
市町村制度	192	2,027	242.4
合計	826	10,582	149.2

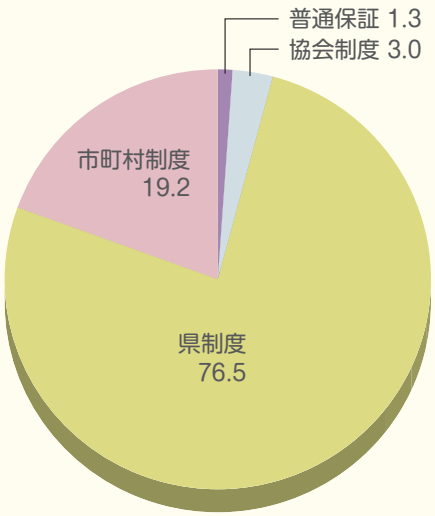

※四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しません。

令和6年度信用保証業務の実績（市町村別）

保証状況

（単位：百万円、%）

保証承諾 当期中 件数	保証承諾 当期中 金額	保証承諾 当期中 前年比	保証承諾 当期中 構成比	市町村名	保証債務残高(a) 件数	保証債務残高(a) 金額	保証債務残高(a) 前年比	保証債務残高(a) 構成比	代位弁済(b) 当期中 件数	代位弁済(b) 当期中 金額	代位弁済(b) 当期中 前年比	代弁率 b/a
3,886	56,980	99.6	42.3	仙台市	17,142	196,705	96.0	44.8	430	5,887	176.7	3.0
1,113	15,762	89.9	11.7	（青葉区）	5,632	64,604	92.7	14.7	206	2,948	190.0	4.6
919	15,725	119.0	11.7	（宮城野区）	3,479	44,021	98.6	10.0	94	1,467	180.6	3.3
692	10,414	106.5	7.7	（若林区）	2,807	33,797	99.2	7.7	37	378	104.6	1.1
529	6,681	93.0	5.0	（太白区）	2,565	25,330	95.4	5.8	54	715	307.4	2.8
633	8,398	88.2	6.2	（泉区）	2,659	28,953	96.7	6.6	39	379	101.4	1.3
1,117	17,006	70.8	12.6	石巻市	4,181	51,138	97.9	11.6	84	1,084	142.6	2.1
205	3,797	89.6	2.8	塩竈市	923	12,231	98.7	2.8	14	292	130.4	2.4
449	5,711	87.9	4.2	気仙沼市	1,464	16,026	93.9	3.6	30	391	147.4	2.4
119	1,497	102.0	1.1	白石市	546	5,245	92.7	1.2	13	255	780.9	4.9
275	3,801	62.8	2.8	名取市	1,275	15,067	94.1	3.4	37	562	663.4	3.7
104	1,511	134.4	1.1	角田市	427	4,385	96.1	1.0	20	175	91.2	4.0
197	3,182	153.1	2.4	多賀城市	782	7,900	104.0	1.8	9	54	38.8	0.7
142	1,679	96.4	1.2	岩沼市	610	6,114	97.3	1.4	9	47	36.5	0.8
356	4,186	94.4	3.1	登米市	1,525	14,811	96.0	3.4	39	351	411.9	2.4
309	3,754	89.3	2.8	栗原市	1,215	12,151	98.5	2.8	4	14	8.2	0.1
264	3,664	85.1	2.7	東松島市	943	10,720	100.4	2.4	8	69	81.0	0.6
584	6,915	85.3	5.1	大崎市	2,066	21,120	96.1	4.8	32	266	119.1	1.3
139	1,698	87.1	1.3	富谷市	542	5,195	100.2	1.2	7	32	76.8	0.6
8,146	115,380	90.5	85.6	【市計】	33,641	378,809	96.6	86.2	736	9,480	164.3	2.5
89	1,239	117.6	0.9	蔵王町	366	3,773	104.6	0.9	4	78	1558.3	2.1
2	35	14.7	0.0	七ヶ宿町	17	299	87.3	0.1	0	0	-	-
91	1,274	98.7	0.9	刈田郡計	383	4,073	103.1	0.9	4	78	55.8	1.9
70	775	64.8	0.6	大河原町	363	4,030	87.7	0.9	7	208	625.2	5.2
45	553	111.3	0.4	村田町	203	1,905	106.3	0.4	2	10	10.0	0.5
130	1,774	134.3	1.3	柴田町	453	4,691	102.2	1.1	7	45	35.5	1.0
35	405	55.7	0.3	川崎町	159	1,777	91.2	0.4	2	2	0.9	0.1
280	3,507	93.8	2.6	柴田郡計	1,178	12,402	96.0	2.8	18	265	54.6	2.1
53	376	84.0	0.3	丸森町	201	1,541	90.5	0.4	3	24	-	1.6
53	376	84.0	0.3	伊具郡計	201	1,541	90.5	0.4	3	24	-	1.6
146	1,880	112.8	1.4	亘理町	485	4,455	100.6	1.0	5	221	1750.4	5.0
60	799	141.2	0.6	山元町	190	2,116	106.9	0.5	5	24	53.4	1.1
206	2,678	120.0	2.0	亘理郡計	675	6,571	102.6	1.5	10	245	421.4	3.7
67	643	69.3	0.5	松島町	314	2,918	96.7	0.7	0	0	-	-
73	818	126.0	0.6	七ヶ浜町	270	2,718	93.4	0.6	13	239	233.4	8.8
149	2,046	122.2	1.5	利府町	542	5,867	108.6	1.3	7	22	73.8	0.4
289	3,507	107.9	2.6	宮城郡計	1,126	11,502	101.5	2.6	20	261	180.9	2.3
136	1,282	67.6	1.0	大和町	502	4,958	93.3	1.1	16	159	70.0	3.2
35	459	93.9	0.3	大郷町	171	1,756	94.0	0.4	1	2	5.3	0.1
42	627	103.9	0.5	大衡村	129	1,635	105.3	0.4	0	0	-	-
213	2,369	79.3	1.8	黒川郡計	802	8,350	95.6	1.9	17	161	41.7	1.9
17	146	47.6	0.1	色麻町	44	615	103.5	0.1	0	0	-	-
90	1,519	70.6	1.1	加美町	357	3,902	95.3	0.9	5	20	634.1	0.5
107	1,665	67.7	1.2	加美郡計	401	4,517	96.4	1.0	5	20	634.1	0.5
59	702	174.8	0.5	涌谷町	213	1,959	107.1	0.4	1	4	5.1	0.2
78	1,025	75.4	0.8	美里町	301	3,661	102.2	0.8	5	16	533.7	0.4
137	1,727	98.1	1.3	遠田郡計	514	5,621	103.8	1.3	6	20	25.9	0.4
71	1,572	105.2	1.2	女川町	198	3,168	102.6	0.7	6	24	-	0.7
71	1,572	105.2	1.2	牡鹿郡計	198	3,168	102.6	0.7	6	24	-	0.7
70	698	82.2	0.5	南三陸町	313	2,672	93.1	0.6	1	5	-	0.2
70	698	82.2	0.5	本吉郡計	313	2,672	93.1	0.6	1	5	-	0.2
1,517	19,373	94.4	14.4	【郡計】	5,791	60,416	98.9	13.8	90	1,102	85.2	1.8
0	0	-	-	県外	6	101	53.6	0.0	0	0	-	-
9,663	134,753	91.1	100.0	合計	39,438	439,326	96.8	100.0	826	10,582	149.2	2.4

※四捨五入の関係で合計は必ずしも一致しません。

収支計算書

令和6年4月1日から令和7年3月31日まで　　(単位:円)

収支計算書		
科　目	金　額	
経常収入		5,475,030,283
保証料	4,394,244,518	
預け金利息	2,621,533	
有価証券利息配当金	337,177,177	
調査料	0	
延滞保証料	0	
損害金	52,782,747	
事務補助金	169,915,317	
責任共有負担金	498,945,000	
雑収入	19,343,991	
経常支出		3,514,595,583
業務費	1,317,653,958	
役職員給与	611,234,775	
退職給与引当金繰入	64,911,110	
その他人件費	118,320,025	
旅費	2,792,186	
事務費	216,426,877	
賃借料	56,183,225	
動産･不動産償却	59,153,395	
信用調査費	7,974,390	
債権管理費	106,579,157	
指導普及費	34,104,365	
負担金	39,974,453	
借入金利息	0	
信用保険料	2,029,617,812	
責任共有負担金納付金	161,742,104	
雑支出	5,581,709	
経常収支差額		1,960,434,700
経常外収入		13,388,782,612
償却求償権回収金	118,140,964	
責任準備金戻入	3,065,340,430	
求償権償却準備金戻入	664,424,717	
求償権補填金戻入	9,540,876,501	
保険金	8,599,561,192	
損失補償補填金	941,315,309	
有価証券評価益	0	
有価証券売却益	0	
補助金	0	
その他収入	0	
経常外支出		13,892,922,858
求償権償却	9,736,659,041	
譲受債権償却	0	
雑勘定償却	9,918,834	
有価証券評価損	0	
有価証券売却損	0	
退職金	918,000	
責任準備金繰入	3,144,378,567	
求償権償却準備金繰入	998,953,253	
その他支出	2,095,163	
経常外収支差額		-504,140,246
制度改革促進基金取崩額		0
収支差額変動準備金取崩額		0
当期収支差額		1,456,294,454
収支差額変動準備金繰入額		728,000,000
基本財産繰入額		728,294,454

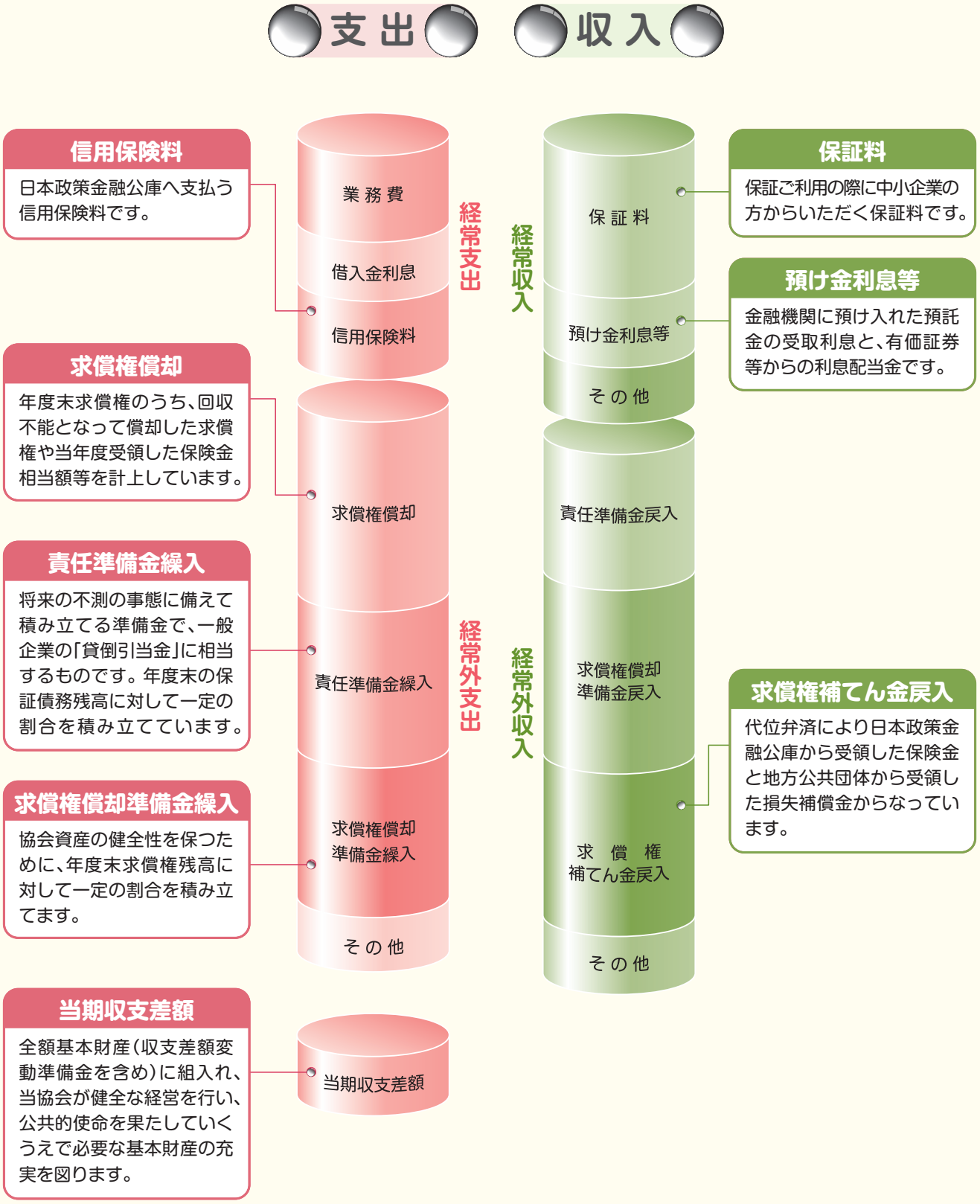

信用保険料
日本政策金融公庫へ支払う信用保険料です。

求償権償却
年度末求償権のうち、回収不能となって償却した求償権や当年度受領した保険金相当額等を計上しています。

責任準備金繰入
将来の不測の事態に備えて積み立てる準備金で、一般企業の「貸倒引当金」に相当するものです。年度末の保証債務残高に対して一定の割合を積み立てています。

求償権償却準備金繰入
協会資産の健全性を保つために、年度末求償権残高に対して一定の割合を積み立てます。

当期収支差額
全額基本財産（収支差額変動準備金を含め）に組入れ、当協会が健全な経営を行い、公共的使命を果たしていくうえで必要な基本財産の充実を図ります。

保証料
保証ご利用の際に中小企業の方からいただく保証料です。

預け金利息等
金融機関に預け入れた預託金の受取利息と、有価証券等からの利息配当金です。

求償権補てん金戻入
代位弁済により日本政策金融公庫から受領した保険金と地方公共団体から受領した損失補償金からなっています。

貸借対照表

令和7年3月31日現在　　(単位:円)

借方 科目	借方 金額	貸方 科目	貸方 金額
現金	1,058,111	基本財産	28,420,333,656
現金	1,058,111	基金	12,190,508,000
小切手	0	基金準備金	16,229,825,656
預け金	13,161,654,615	制度改革促進基金	0
当座預金	0	収支差額変動準備金	10,543,462,505
普通預金	8,961,654,615	その他有価証券評価差額金	2,511,484,992
通知預金	0	責任準備金	3,144,378,567
定期預金	4,200,000,000	求償権償却準備金	998,953,253
郵便貯金	0	退職給与引当金	609,176,810
金銭信託	0	損失補償金	27,685,166,386
有価証券	40,128,259,664	保証債務	439,325,755,388
国債	0	求償権補填金	0
地方債	12,729,574,300	保険金	0
社債	24,496,144,362	損失補償補填金	0
株式	2,902,541,002	借入金	0
受益証券	0	長期借入金	0
新株予約権	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
ファンド出資	0	短期借入金	0
譲渡性預金	0	(うち日本政策金融公庫分)	0
その他	0	収支差額変動準備金造成資金	0
動産・不動産	291,805,891	雑勘定	11,494,578,614
事業用不動産	134,282,656	仮受金	39,110,488
事業用動産	157,523,235	保険納付金	102,723,493
所有動産・不動産	0	損失補償納付金	26,921,678
建設仮勘定	0	未経過保証料	11,311,354,146
損失補償金見返	27,685,166,386	未払保険料	1,863,462
保証債務見返	439,325,755,388	未払費用	12,605,347
求償権	3,151,295,514	有価証券未払金	0
譲受債権	0		
雑勘定	988,294,602		
仮払金	1,803,221		
保証金	0		
厚生基金	21,708,400		
連合会勘定	691		
未収利息	62,439,481		
有価証券未収入金	0		
未経過保険料	902,342,809		
合計	524,733,290,171	合計	524,733,290,171

財産目録

令和7年3月31日現在　　(単位:円)

資産 科目	資産 金額	負債 科目	負債 金額
現金	1,058,111	その他有価証券評価差額金	2,511,484,992
預け金	13,161,654,615	責任準備金	3,144,378,567
金銭信託	0	求償権償却準備金	998,953,253
有価証券	40,128,259,664	退職給与引当金	609,176,810
動産・不動産	291,805,891	損失補償金	27,685,166,386
損失補償金見返	27,685,166,386	保証債務	439,325,755,388
保証債務見返	439,325,755,388	求償権補填金	0
求償権	3,151,295,514	借入金	0
譲受債権	0		
雑勘定	988,294,602	雑勘定	11,494,578,614
合計	524,733,290,171	合計	485,769,494,010
		正味財産	38,963,796,161

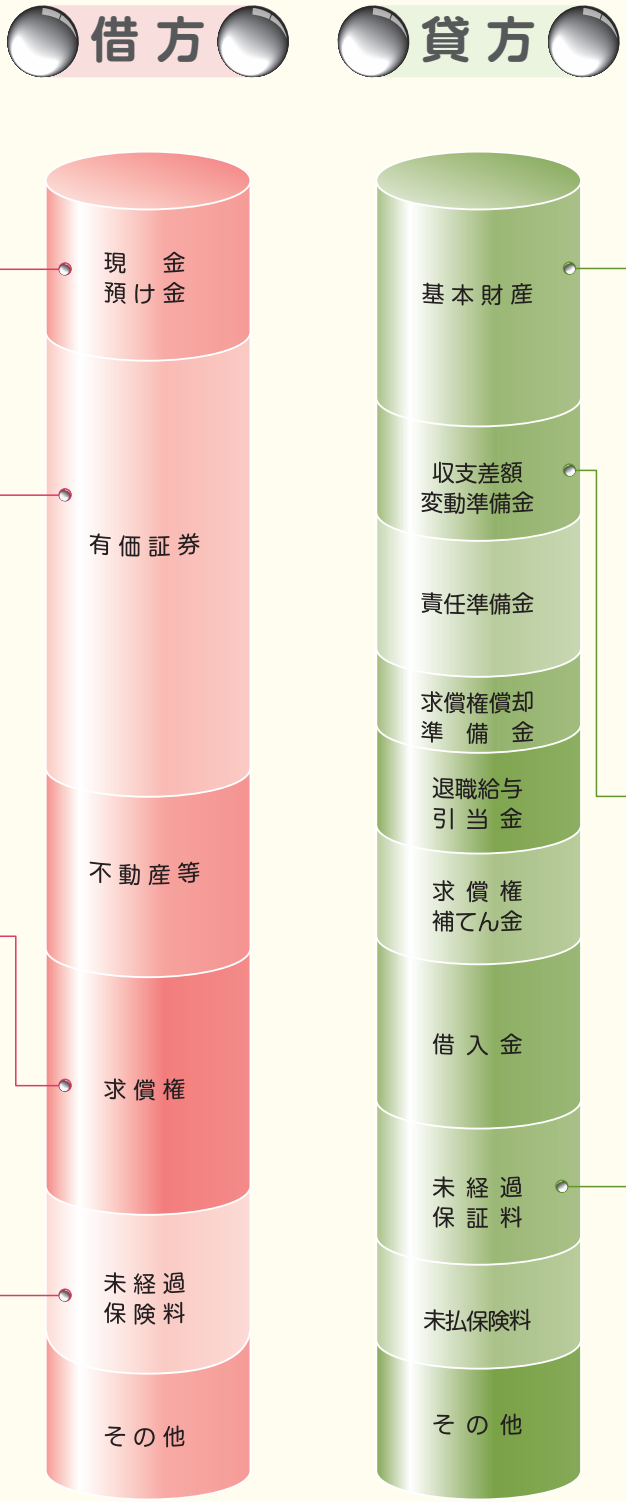

預け金

保証利用の促進及び代位弁済の支払準備資産として金融機関へ預託しています。

有価証券

安全有利な資金運用を行うため、国債・社債・地方債等を保有しています。

求償権

金融機関に代位弁済し取得した債権が求償権です。
この中には、日本政策金融公庫からの保険金受領予定額と地方公共団体からの損失補償金受領予定額も含まれています。

未経過保険料

日本政策金融公庫に支払った保険料のうち、翌事業年度にかかる部分を計上しています。

基本財産

株式会社の資本金に相当するものです。地方公共団体や金融機関等から拠出された「基金」と国から拠出された「金融安定化特別基金」および過去の収支差額の累計「基金準備金」で構成されています。

収支差額変動準備金

収支差額に欠損が生じた場合や、急激な保証の増大等により基本財産の増強が必要となった場合に備えて、協会経営の安定のために積み立てておくものです。

未経過保証料

受入保証料のうち翌事業年度以降にかかる部分を計上しています。

事業計画の評価

外部評価委員会

当協会では、年度経営計画の実施状況について、第三者機関である外部評価委員会による評価を受けています。

実施評価にあたりましては、外部評価委員である、我妻崇弁護士、品田誠司大学准教授、古川直磨公認会計士の意見･アドバイスを踏まえ作成しましたのでここに公表いたします。

なお、令和6年度経営計画については、令和7年7月9日（水）開催の外部評価委員会にて外部評価委員から意見等をいただきました。

令和6年度 経営計画の評価

令和6年度の年度経営計画に対する実績評価は以下のとおりです。

① 業務環境

令和6年度は、日経平均株価の最高値更新や賃上げ、利上げ等、社会経済活動が活発となる中、不安定な社会情勢による物価上昇や人手不足は常態化し、中小企業者等を取り巻く環境は厳しい状況が続いている。

このような中、県内においては、国や地方自治体の各種経済政策の効果等により、景気は緩やかな持ち直しの動きとなっているが、物価上昇や人材不足、人件費高騰等により資金繰りが圧迫され、体力の乏しい企業を中心とした倒産の増加等、予断を許さない状況にある。

- ･生　　産：汎用･生産用･業務用機械工業や電気機械工業等の上昇により、鉱工業生産指数は2年ぶりに上昇した。
- ･個人消費：百貨店･スーパー販売額が3年ぶりに減少したが、コンビニエンスストア及び専門量販店販売額を加えると8年連続の増加となった。
- ･住宅投資：貸家や分譲住宅等の着工増加により、2年ぶりの増加となった。
- ･公共投資：独立行政法人や地方公社等の発注工事が減少したことにより、9年連続の減少となった。
- ･雇用情勢：有効求人倍率、新規求人倍率ともに2年連続で低下したが、有効求人倍率は13年連続で1倍を超えた。
- ･企業倒産：件数で3年連続の増加、負債額は2年連続で減少となるも、高水準での推移となった。

② 業務運営方針

コロナ禍において資金繰り支援に注力した段階から、中小企業者等の実情に応じた経営支援･事業再生支援等への移行が求められる中、よろず支援拠点や宮城県中小企業活性化協議会（以下、「活性化協議会」という。）等と連携しながら効果的な支援に取り組んでいく。

資金繰り支援については、中小企業者等の借換需要やライフステージに応じた資金需要に迅速･的確に対応するとともに、政府系金融機関との連携も図りながら、安定･継続的な支援に努める。

加えて創業支援･事業承継支援等により地方創生に貢献するほか、「経営者保証に関するガイドライン」の適切な運用に努める。

また、経営改善･事業転換･事業再生･DX等、多様化する経営課題を抱えている中小企業者等に対しては、対話や情報交換によりニーズを的確に捉え、協会の情報力とネットワーク力を活用しながら、各種支援に取り組む。

回収については、不動産担保や第三者保証のない求償権の累増等により回収環境が厳しさを増す中、債務者等の現況把握と回収の可能性の見極めを速やかに行い、「一部弁済による連帯保証債務免除ガイドライン」や「求償権消滅保証」を視野に入れながら、回収の最大化･効率化に努める。

そのほか、コンプライアンス態勢の充実、人材育成の充実･強化、業務の効率化等の取組みに努め、地域に必要な公的機関として質の高いサービスの提供及び認知度向上により「信頼される協会」、「顔の見える協会」を目指し、業務に邁進していく。

③ 重点課題について

1 保証部門

❶ ライフステージに応じた迅速･的確な資金繰り支援

金融機関との勉強会、担当役員を交えた金融機関本部との情報交換、関係機関訪問等を通じて、各種保証制度の周知や伴走支援の重要性についての目線合わせを行い、役職員一丸となって各種保証制度の利用促進に取り組んだ。

ゼロゼロ融資の利子補給期間終了を迎えた事業者からの活発化した借換需要に対し、経営改善等支援が必要な事業者については、伴走支援型特別保証制度（令和6年6月30日終了）等の提案に加え、協会の強みである情報力とネットワーク力を活かし、各種課題に適した支援メニューを提供した。

また、借入金の長短バランスが崩れている先に対しては毎月の返済負担が軽減される短期継続型保証、小規模事業者に対しては100%保証である小口零細企業保証制度など、事業者の実情を踏まえた有益な保証制度を提案しており、ライフステージに応じた資金繰り支援を行ったと考える。引き続き、金融機関との適切なリスク分担を促進する「協調支援型特別保証制度」等の新たに創設された保証制度を周知していく。

その他、仙台印刷工業団地協同組合向けのセミナー実施、日本技術士会東北本部との情報交換など、新たな組織との連携も築いており、引き続き外部支援機関との情報共有等を図りながら、中小企業者等への有益な情報収集・発信も行っていく。

❷ 地方創生の実現に資する取組み

創業支援については、継続的なSSS保証の推進等により、全国でも上位の保証取扱い件数となった。また、T−Bizとは定期的な情報交換等で連携が深まり、入居する企業への保証承諾に結びつくなど、スタートアップ企業に対する支援の一助になったものと考える。

事業承継支援についても、継続的な事業承継特別保証の推進等により、全国上位の保証取扱い件数となった。

学生向けの金融教育については、連携協定を締結した宮城大学にて新たに二つの出張講義を行い、うち一つの講師は当協会会長が務めた。また、従前から実施している迫桜高等学校、仙台ヘアメイク専門学校で出張授業を行ったほか、新たに石巻専修大学にて、親族からの事業承継を予定する学生に対しても講義を行うなど、金融教育と起業マインドの醸成に貢献したと考える。

その他、宮城大学とは情報交換を密に行ったことで、双方のリソースを活用した取組みへの足掛かりを築いており、引き続き連携を強化していく。

ホームページやLINEを活用した情報発信については、外部機関が開催するイベントや支援策を中心に中小企業者等へ様々な情報を継続的に発信した。今後は、新たな連携機関を含む関係機関に対して協力を呼びかけ、これまで以上に有益な情報の発信に努めるとともに、LINE等を通じ保証利用企業のPRにも取り組んでいく。

2 期中管理・経営支援部門

❶ 中小企業者等の実情に沿った期中支援

創業フォローについては、創業後間もない経営不安定な時期における課題の早期把握が可能となっており、また事業者との関係性構築にも繋がる意義の高い取組みであると認識している。

金融機関や各支援機関との関係性の構築については、情報交換会も定着しており、連携の基盤づくりや信頼関係は深められた。

事業者向けアンケートについては、事業者の現況を把握する手段として有効と考えており、また個別相談を希望する事業者には早期に経営相談を実施することができた。なお、アンケートの回収率向上及び適切なターゲティングが今後の課題と考える。

初めて返済緩和を行う先への支援や早期延滞管理についても、初期段階での対応が最も重要と認識し、個社単位でその対応に努めており、延滞・事故の増加抑制に一定の効果はあったと考えている。

中小企業者等を取り巻く環境は、一段と厳しさを増しており、期限経過・延滞先及び事故債務残高は増加傾向にて推移している。そのため、金融機関など関係機関との情報交換を密にし、経営悪化の兆しのある企業に対して改善の可能性の高い段階での期中支援を実施し、事故の未然防止・代位弁済の抑制を図っていく。

❷ 経営支援の強化

経営支援に関しては、各支援機関と連携し、事業者の多様な課題に対応する体制の強化を図っている。「みやぎ中小企業支援ネットワーク」は県内の金融機関・支援機関で構成され、当ネットワークの会議や連絡会等をとおし、地域全体で連携を高め、協会単独では難しい案件にも柔軟かつ迅速に対応できる環境づくりに貢献している。

協会内の経営支援プロジェクトチーム「サポート梵天」では、創業フォローアップ先や条件変更（返済軽減）先など、経営課題を抱えた企業を抽出・訪問し、改善に向けた提案をするなど、具体的な経営支援に取り組んだ。

また、専門家派遣事業においては、専門家の登録を拡充した効果もあり、これまでで最も多くの派遣実績を上げるなど、経営支援への対応力を高めた。

引き続き、協会の持つネットワーク力を最大限に活かし、県内の支援機関と一体となって中小企業者等の経営支援の強化に努めていく。

❸ 事業再生支援の促進

事業再生支援については、関係金融機関及び支援機関との連携をさらに高め、各種手法により事業者の状況に応じた支援を行った。

活性化協議会との連携においては、保証付融資の割合が高い事業者を中心に、当協会が主体的に活性化協議会へ相談案件を持込するスキームを活用し機動的な対応を行うことで、より早期の支援に繋げることができた。さらに、協会職員向けの研修会を開催し、活性化協議会の支援メニューに対する理解を深め現場職員の提案力の底上げを図った。

エグジットファイナンスに関しては、株式会社東日本大震災事業者再生支援機構法による買取期限到来を見据え、買取機関や金融機関との情報交換を重ね、早期エグジットの促進に努めた。

各種ガイドラインを活用した債務整理については、地域経済等への影響を勘案し、その趣旨に則り積極的に対応した。

そのほか、代位弁済後も事業を継続し誠実に返済を進める中小企業者等に対しては、求償権消滅保証による金融取引の正常化に繋げるため、専門家派遣実施による経営改善の支援に努めた。

昨今、複雑化・長期化する再生案件が増加しており、関係機関とはより一層連携を深めるとともに保証付き融資の割合が高い事業者については、主体的な再生支援に努めていく。

また、県内金融機関を中心に動き出した地域再生ファンドに対しては、その動向を注視し、積極的に協力していきたい。

❹ 経営支援の取組みに関する効果検証

経営支援の効果を検証するための新たな仕組みを取り入れ、各種データの蓄積・分析を実施した。全体として一定の成果は見られたが、目標の60%には届かない結果となった。

今回の対象先は、派遣支援終了年度と令和5年度、6年度の決算との比較検証となるが、アフターコロナの中、物価高騰や人材不足等の外的な影響が大きく、当該支援のみでは改善が難しい先が多くあったため、今後は業績悪化が顕在化する前の段階から経営改善を促していくことが重要であると考える。

3 回収部門

❶ 回収手続きの早期着手

求償権回収は、代位弁済からの時間経過により回収率が低下していくという傾向を踏まえ、回収手続きの早期着手を特に強化し、債務者等の現況把握、きめ細やかな求償権管理に努め、訪問督促は前年を上回る実績となった。

また、不動産担保のある求償権が減少傾向にある中、代位弁済後早い段階から処分の交渉に努めたことで、任意処分の成約件数も増加し、総回収額は前年を大幅に上回る実績となった。引き続き厳しい回収環境の中、効率的かつ早期に回収手続きに着手することで、回収の底上げをしていく。

❷ 定期弁済先への適切な対応

誠実に弁済を継続してきた先に対しては、現況・要望を踏まえ実情に配慮しつつ、ガイドラインを活用した一部弁済による連帯保証債務免除の交渉を促進し、回収の最大化・効率化を図っており、件数については前年を上回る実績となった。

求償権関係人の高齢化の影響等により、定期弁済先であっても今後の弁済継続は不確実な状況であることから、引き続き関係人の経済状況・生活実態等を充分に考慮しつつ交渉機会を増やし、ガイドラインの活用を促進していく。

求償権消滅保証や専門家派遣事業等についても、事業継続中の債務者へ引き続き決算書徴求・訪問による現況把握を行い、提案・交渉を行っていく。

❸ 管理事務停止及び求償権整理の促進

債務者・保証人等の実態調査による現況把握と回収可能性の見極めを行い、回収見込みのない先については管理事務停止を進め、回収の効率化に取り組んだ結果、管理事務停止・求償権整理ともに前年実績を上回った。

今後も、効率的な管理・回収が図られるよう、計画的に実施していく。

4 その他間接部門

❶ コンプライアンス態勢の充実

法令等の遵守について繰り返し周知徹底に努め、組織全体でコンプライアンス態勢の充実を図るべく取り組んできた結果、役職員による不正等の問題はなかったが、ヒューマンエラーに起因する保証料誤徴収等事案が発生した。このことから、研修等を充実させ、職員の知識の底上げを図りながら、再発防止策の徹底に努めていく。

今後も引き続き、定期的な研修等や日頃からの周知を繰り返すことでコンプライアンスに対する当事者意識を高めていく。同時に、職員間のコミュニケーションをこれまで以上に活性化させ、ハラスメントのない風通しの良い組織風土を醸成し、職員の心理的安全性を高めていくことが必要と考える。

❷ 人材育成の充実・強化

研修については、内容によりオンラインと対面に分けて柔軟に対応している。また、外部支援機関からの講師を招いての研修や活性化協議会とのトレーニー研修については、経営支援・再生支援のノウハウ共有及び連携強化につながっている。

「チューター制度」については、新入職員等の育成に加え、指導職員自身の意識向上も図られ、人材育成の充実に寄与している。

中小企業診断士については、令和6年度に2名が資格を取得し、合計16名となった。なお、当協会の中小企業診断士を活用した「サポート梵天」については、保証担当職員とともに企業訪問を行うなど、職員のスキルアップにも貢献している。

実践形式で行われた「T−1グランプリ」では、他の参加者の対話を見ることや、審査員（役員等）からの講評によって、対話スキルの向上や醸成につながった。

❸ 業務の効率化への取組み

「信用保証書の電子交付」については、令和6年12月で県内に本店を有する全ての金融機関において導入が完了した。また「信用保証業務の電子化」については、8月の七十七銀行を皮切りに杜の都信用金庫及び宮城第一信用金庫と取扱いを開始している。引き続き、他金融機関へ働きかけを行い、融資実行までのリードタイム短縮等による迅速化・利便性の向上につなげていきたい。

保証申込相談書のデータ受領については、運用を適宜見直しながら、業務の効率化に努めていく。

❹ 危機・リスク管理の徹底

災害発生等に対する危機管理については、各種訓練の実施により職員全員に対し事業継続計画や業務の手作業ルール等の浸透に努めているが、繰り返しの研修や訓練が必要であることから、引き続き実施していく。

システムリスクについては、各種セキュリティ対策や日々の運用管理により、システムの不正利用や情報漏洩は抑えられているが、変化するシステム環境に対応していくため、絶えず新たなセキュリティに関する情報を収集し、態勢強化に努めていくことが重要と考える。

事業計画の評価

❺ 情報発信の充実と認知度の向上

令和6年度は、ホームページ及びLINEの情報提供件数が令和5年度よりも減少したが、関係機関と連携しながら、中小企業者等の役に立つ情報をタイムリーに提供できていたと感じている。

今後は、幅広く中小企業者等に有益な情報の収集に努め、積極的な情報提供、効果的な広報活動ができるよう取り組み強化を図っていく。また、出張授業やインターンシップ、社会貢献活動など地方創生に関わりながら、中小企業者等や学生など幅広い層に対し、当協会の認知度の向上につなげていきたいと考える。

外部評価委員会の意見等

令和6年度は、依然厳しい環境下にある事業者の資金繰りに支障を来たさないよう、関係機関との連携を強化し、個々の事業者の実情に沿った保証制度を提案するなど、ライフステージに応じた資金繰り支援に努めている。

地方創生に資する取組みについては、地域課題の解決に向けた取組みを推進すべく、連携協定を締結した宮城大学との定期的な情報交換が地域活性化に寄与するものと期待したい。

今後はSNSを活用する等、時代に合った経営支援に取り組むことも重要と考える。

また、事業継続している求償権先への経営支援にも積極的に取り組んでおり、再チャレンジ支援に貢献していると認められる。

東日本大震災による債権買取先については、昨今の不安定な経済情勢も影響し、被災事業者を取り巻く環境も大きく変わっていることから、個々の実情やニーズに応じた適切な支援を行うよう引き続き努められたい。

不動産担保に過度に依存しない保証や第三者保証人の原則非徴求等の影響により、回収を取り巻く環境は厳しい状況が続いているが、早期に債務者等の現況を把握し、個々の実情に応じながら回収の最大化に図られたい。

業務の効率化については、金融機関からの要望に応じたDX対応等に取り組まれており、時代に即した業務の改革に努めていることが窺える。引き続き、ICTの活用及び運用の見直しを図りながら、更なる生産性向上に取り組まれることを期待する。

このほか、引き続きコンプライアンス態勢の充実・強化により、経営の透明性及び健全性を確保し、保証協会の信頼の維持に努められたい。

令和6年度の主な取組み

① 宮城大学で講義

令和6年2月16日に公立大学法人宮城大学と連携協力に関する協定を締結しました。同大学との連携協定の一環として、当協会会長が特別講師として講義を行いました。講義では、業構想学群の3･4年生を対象に約70名の学生に聴講頂き、地域金融の役割と課題を解説しました。

連携内容
（1）地域貢献および地方創生
（2）地域経済の活性化
（3）地域課題の解決
（4）イノベーション人材の育成･教育の推進
（5）その他産学連携の協力推進に係る必要事項

○開催日：令和6年5月16日（木）

講義の様子

② みやぎ中小企業支援ネットワーク会議

本会議は、県内の中小企業者の経営改善･事業再生を促す環境を目的に、定期的に開催され、情報交換･意見交換等を行っています。

令和6年度はオンライン開催により多くの関係機関に出席いただきました。

○開催日：令和6年6月4日（火）
令和7年2月4日（火）

ハイブリット形式での開催の様子

③ 金融機関優良店舗表彰式

県内本店金融機関役員ご来賓の下、令和5年度において中小企業者等の持続的発展と地域経済の活性化にご尽力いただいた営業店に対し、感謝の意を表し、優良店舗として感謝状を贈呈いたしました。

○開催日：令和6年6月7日（金）

会場の様子

④ 中小企業金融制度説明会

新型コロナウイルス感染対策及び利便性を考慮し、リアルとWeb配信のハイブリッド開催となりました。金融機関や関係団体を対象に、宮城県の中小企業融資制度や当協会の信用保証制度、県内中小企業支援機関の概要等について各機関から説明を行いました。

○開催日：令和6年6月11日（火）
令和6年6月18日（火）※録画配信

説明会の様子

5 気仙沼信用金庫若手職員との保証業務研修会

気仙沼信用金庫若手職員向けの研修会を開催。入庫平均4年目・融資経験ゼロの若手職員12名の方々に受講いただきました。研修では当協会からの説明だけでなく、グループワークを行い信用保証業務等について理解を深めました。

○開催日：令和6年10月22日(火)

研修会の様子

6 金融機関保証業務担当者研修会

県内に本店のある金融機関職員を対象とした研修会を開催いたしました。本件集会は、従来、一泊研修として平成27年度から開催していましたが、新型コロナウイルスの影響により開催を中止。令和5年度から一日研修として再開。令和6年度は、宮城県プロフェッショナル人材戦略拠点の相原マネージャーを講師としてお招きし、内閣府が取り組む事業内容や企業支援の活用方法等について講義をしていただきました。金融機関職員44名・保証協会職員11名が参加し、保証業務に対する知識と理解を深め、職員同士の交流・意見交換を行いました。

○開催日：令和6年10月3日(木)

研修の集合写真

7 宮城県中小企業活性化協議会との情報交換会

協議会の持込みスキーム、最近の相談案件の特徴、SSS保証のガバナンスチェックに関する情報交換を行いました。中小企業者等の収益力改善・事業再生・再チャレンジを促進するため、令和4年9月に中小企業活性化協議会と連携協定を締結したことに基づく開催となりました。

○開催日：令和6年11月20日(水)

会場の様子

8 仙台ヘアメイク専門学校にて「起業・金融」教育を開催

美容師を目指す1年生を対象に、起業・金融教育の授業を実施しました。保証協会の概要や創業事例、起業の際の相談先等を紹介し若い世代の起業マインド醸成に努めました。

○開催日：令和7年2月26日(水)・27日(木)

授業の様子

広報活動

① LINE公式アカウントの開設

令和2年6月から公式アカウントを開設し、保証制度や各種セミナーなど、金融機関・中小企業者の皆さまのお役に立つ情報を随時配信しています。

② 公式キャラクター「梵天（ぼんてん）くん」

梵天くんの誕生にあたっては、当協会若手職員の意見を募集し、中小企業・小規模事業者の皆さまが「これから育つ・大きくなる」という未来志向のイメージをもとに、幼年の男の子となりました。

当協会イメージカラーであるグリーンの羽織には県鳥であるガンの刺繍が施され、袴は仙台平模様の絹織物を着ています。

これからも、当協会は中小企業・小規模事業者の皆さまの身近な存在として、梵天くんと力を合わせて皆さまの活動をサポートしてまいります。

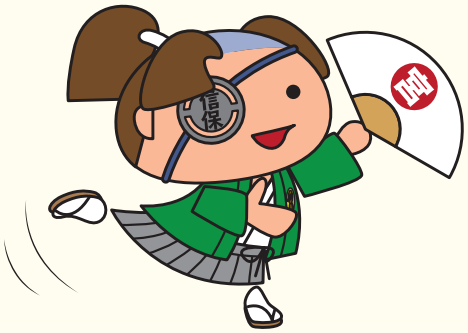

梵天（ぼんてん）くんのプロフィール

- 住まい … 青葉城址
- 年齢 …… 5歳
- 身長 …… 115cm
- 体重 …… 25kg
- 好物 …… ずんだもち
- 特技 …… 流鏑馬（やぶさめ）
- 血液型 … B型
- 愛馬 …… 黒丸

③ ノベルティの作成

当協会のノベルティとして、新たに地元企業とコラボレーションした紅茶とワインソルトを作成しました。それぞれ、公式キャラクターの「梵天くん」をプリントしております。

紅茶

ワインソルト

④ 各種パンフレット・リーフレット

業務案内

保証協会の仕組みや主な保証制度の概要をまとめた「業務案内」を発行し、窓口に来られたお客様にお渡しするほか、金融機関研修会時に配布しています。

信用保証制度一覧表

すべての信用保証制度を掲載しており、主に金融機関の皆さまへお渡ししています。

マンスリーレポート

事業概況や統計資料等を掲載したマンスリーレポートを毎月発行し、HPに公表しています。

ディスクロージャー

当協会の業務内容や事業計画、決算等の経営状況等を掲載したディスクロージャーを作成しています。

⑤ 「マンガ 梵天くんと学ぶ! ○○の世界」冊子作成

中小企業者の皆さまが気兼ねなく相談できる「顔の見える関係」づくりが必要と考え、信用保証協会をより身近に親しみやすい存在として感じてもらえることを目的として、広告用冊子を作成しております。

主に宮城県内金融機関の預金窓口に設置しているほか、当協会HPにも掲載しております。

第1弾

第2弾

第3弾

⑥ 仙台市営地下鉄への広告掲出

中小企業者の皆さまのほか、金融機関や学生等幅広い方々に対するPR及び認知度向上を目的に、仙台市営地下鉄の車内広告を掲出しました。

協賛・社会貢献活動

① 協賛等

地元宮城の振興と活性化に寄与する催し等へ協賛等行いました。

【主な協賛等の内容】

・2024SENDAI光のページェント（公式HPバナー）

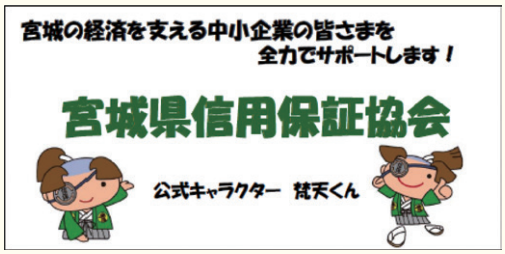

・2024仙台七夕まつり

・第40回仙台青葉まつり

② 社会貢献活動

◆CSR（社会貢献活動）として備蓄食を寄贈しました

賞味期限が迫った備蓄食について、食の支援を必要とされている方の生活支援を図るため、フードバンク団体へ寄贈を行いました。

寄贈を行った食品は、事務所内で備蓄していたカンパンの他、職員から提供のあった缶詰、レトルト食品、乾麺等です。

フードバンク活動は、フードロス削減や食料援助を必要としている方々への支援により、SDGs（持続可能な開発目標）の達成に貢献できる取組であり、今後も本取組を継続することで今後も安定した事業継続のため災害へ備えるとともに、このような支援活動を通じて社会に貢献していきたいと考えています。

◆SDGs債を購入しました

脱炭素社会への移行支援を目的として、関西電力が発行するトランジションボンド債を購入しました。

コンプライアンスの取組みについて

① 基本方針

信用保証協会は、中小企業の金融の円滑化を図る役割を担っているとともに、中小企業の埋もれている信用力を発掘、さらには発展に導き、もって、わが国中小企業の振興と地域の発展に貢献するという公共的使命が課せられており、その社会的責任は非常に重いものがあります。

そのため社会的信用を損なうことのないよう、あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行することが必要となるものです。

当協会は、コンプライアンスを単に「法令」のみならず、内部の規程・規則や社会的規範をも含めた「法令等の遵守」と捉え、役職員一人一人が自覚をもち、その徹底に取組んでいくことで、揺るぎない社会からの信頼の確立に向けたコンプライアンス重視の態勢を構築していきたいと考えています。

当協会では、平成17年1月1日付けでコンプライアンスを実現するための具体的な手引書として「コンプライアンス・マニュアル」を制定するとともに、その実践のための手順書として「コンプライアンス・プログラム」を制定いたしました。

② 宮城県信用保証協会倫理憲章

平成17年1月1日制定

1 信用保証協会の公共性と社会的責任

信用保証協会の公共性と社会的責任の重みを常に認識し、健全な業務運営を通じて信頼の確立を図っていきます。

2 質の高い信用保証サービス

経営の効率化に努め、創意と工夫を活かした質の高い信用保証サービスの提供を通じて、地域経済の発展に貢献していきます。

3 法令やルールの厳格な遵守

あらゆる法令やルールを厳格に遵守し、社会的規範にもとることのない誠実かつ公正な事業活動を遂行していきます。

4 反社会的勢力との対決

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは、断固として対決していきます。

5 地域社会に対する貢献

広く住民とのコミュニケーションを図りながら地域社会への貢献に努めていきます。

③ 役職員の具体的行動規範

信用保証協会の公共的使命と社会的責任を果たす上で、社会的信用の確保が必要となるものであり、その揺るぎない信頼の確立に向け、役職員はコンプライアンスに従った行動が求められるものであります。

以下は、その具体的な行動規範を示したものであり、役職員はこれに沿って実践していきます。

1 法令・ルール等の遵守

❶ 法令及び諸規程の遵守

イ　協会役職員として業務上守るべき法令及び諸規程等を遵守します。

ロ　職場の内外を問わず、協会役職員として品位ある行動に努め、一般人として守るべき法令等を遵守します。

2 誠実な職務の遂行

❶ 誠実な対応

顧客（利用先）・関係機関等に対し、親切、丁寧、誠意をもってきめ細やかな対応を行なうほか、ルールに則り、正確、迅速な対応を心掛けます。

❷ 約束の遵守と契約の履行

顧客等と約束したことは必ず守ります。

❸ 説明義務の履行

契約上の重要事項については、顧客が十分に理解できるような説明に努めます。

❹ 管理監督者の職務

管理監督者は、部下を指導育成するとともに、率先して職務を遂行します。

❺ 報告・連絡・相談の励行

報告・連絡・相談の励行に努めます。

❻ 虚偽・隠蔽の禁止

虚偽の報告や事実の隠蔽を行いません。

3 守秘義務の履行と情報の管理

情報の漏洩に関する管理を徹底し、顧客等の情報は決して他に洩らすことのないよう努めます。

4 公私混同及び職権の濫用禁止

❶ 業務上における公私混同の禁止

自己又は第三者の私的目的及び利益を図るために、融資・保証等の媒介など自らの職務上の地位を濫用することなく、常に公私の区別を明らかにし、誤解を招くような行為を行わないよう努めます。

❷ 不正な利益供与・収受の禁止

職務上の地位を利用した不正な利益供与及び収受はいたしません。

5 職場秩序の維持

❶ 差別の禁止

雇用や処遇に当たっては、性別、宗教、思想、身体上のハンディ、その他個人的な特性に基づいた差別はいたしません。

❷ 就業規則等の遵守

就業規則や服務規程等、職場のルールを守り、明るく、規律ある行動に努めます。

❸ 礼節を重んじる

礼儀、言葉づかいに留意し、節度ある行動を心掛けます。

❹ 明るい職場環境づくり

明るく働きやすい職場環境を作るよう努めます。

6 コンプライアンス違反行為に対する姿勢

たとえ「協会のため」、という動機であっても、また、役員及び上司の指示・命令であったとしても、法律や倫理に反する行為を許容しないという毅然とした姿勢で臨みます。

4 コンプライアンス組織体制図

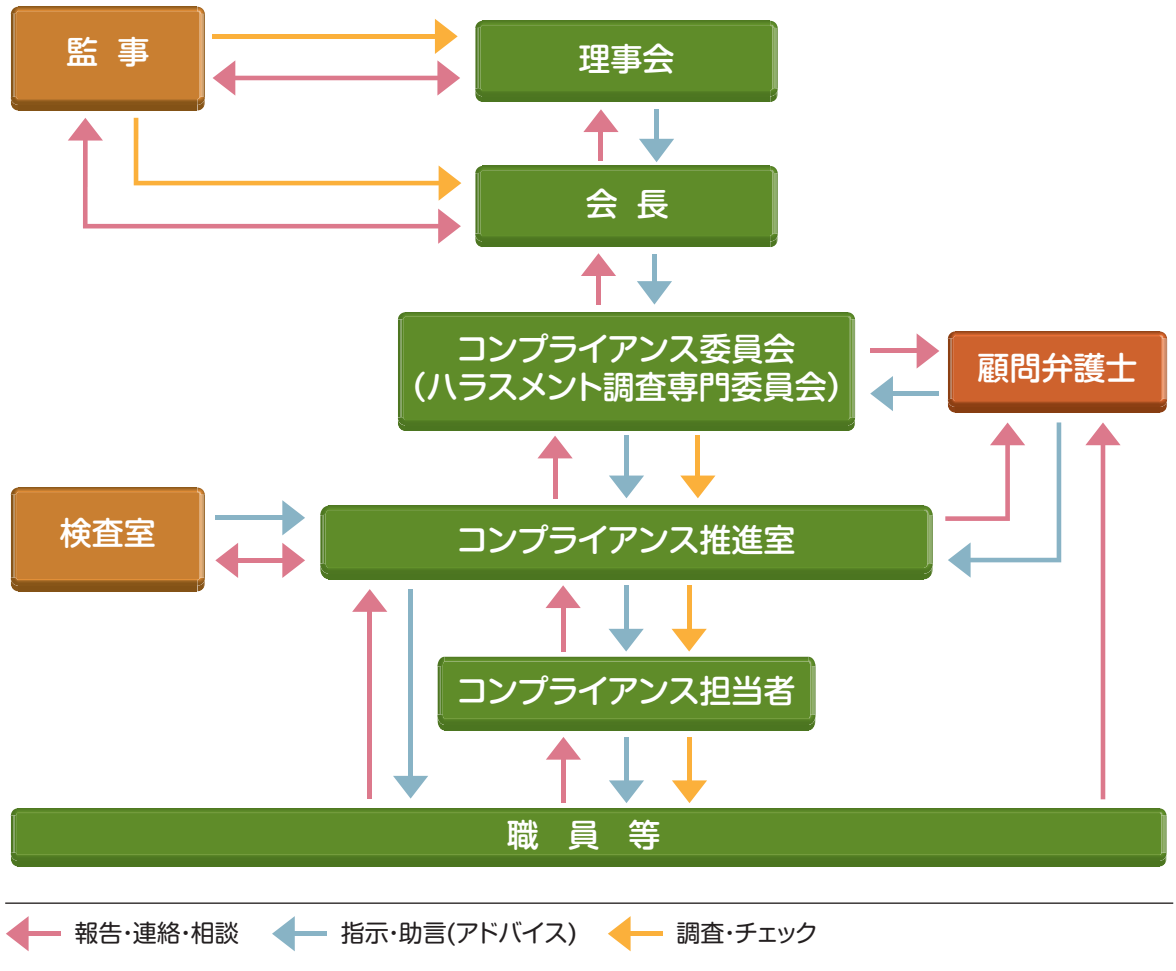

個人情報保護の取組みについて

宮城県信用保証協会は信用保証協会法（昭和28年8月10日法律第196号）に基づく法人であり、中小企業の皆様が金融機関から貸付等を受けることについて、貸付金等の債務を保証することを主たる業務としており、信用保証協会の制度の確立をもって中小企業の皆様に対する金融の円滑化を図ることを目的としております。

当協会は、業務上、お客様の個人情報を取得・利用等をさせていただくことになりますが、お客様の個人情報の取扱いについて以下の方針で取り組み、適正な個人情報の保護に努めてまいります。

1 個人情報に関する法令等の遵守

当協会は個人情報の保護に関する法律などの法令およびガイドライン等を遵守して、お客様の個人情報を取り扱います。

2 個人情報の取得・利用・提供

（1）当協会では、信用保証業務の適切な運営のためにお客様の個人情報を適正に取得し、利用します。
なお、利用目的の詳細につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「個人情報の利用目的について」ならびに備え付けのパンフレットに公表しておりますのでご覧ください。
（2）取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、（1）記載の利用目的以外には使用いたしません。
（3）取得したお客様の個人情報は、法令等に定める一定の場合を除き、お客様の同意を得ないで第三者には提供・開示いたしません。
（4）お客様の本籍地等の業務上知り得た公表されていない情報を、適切な業務の運営の確保その他必要と認められる目的以外には使用いたしません。

3 個人データの適正管理

お客様の個人データ（当協会が取得し、又は取得しようとしている個人情報であって、当協会が個人データとして取り扱うことを予定しているものを含む。以下本項において同じ。）について、組織的・人的・物理的・技術的安全管理措置を継続的に見直し、お客様の個人データの取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取り組みを見直します。安全管理措置の主な内容につきましては、当協会ホームページ（または備え付けのパンフレット）の「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「保有個人データの安全管理措置に関する事項」に公表しておりますのでご覧ください。

4 個人情報保護の維持・改善

当協会は、お客様の個人情報の取扱いが適正に行われるように定期的に点検するとともに、個人情報保護への取組みを見直します。

5 個人データの委託

（1）当協会は、法第27条第5項第1号の規定に基づき個人データに関する取扱いを外部に委託する場合があります。
（2）委託する場合には適正な取扱いを確保するため契約の締結、実施状況の点検などを行います。

6 保有個人データ等の開示・利用目的の通知

（1）法令等に定める一定の場合を除き、お客様は、当協会が保有するお客様ご自身の個人データの開示およびその利用目的の通知を求めることができます。
（2）請求の方法は当協会窓口に備え置きしてある「保有個人データ」開示等申請書に所定の事項を記載のうえ、ご本人確認書類を添付して当協会窓口に持参（または郵送）願います。
（3）個人データの開示および利用目的の通知につきましては、手数料として1件につき300円（郵送料別途）をいただきます。

7 保有個人データの内容の訂正等、利用停止等、第三者提供の停止

当協会が保有する個人データについて、内容の訂正・追加・削除、利用停止、消去または第三者提供の停止のご要望がある場合は、下記の窓口にご連絡ください。調査確認のうえ、法令等に定める一定の場合を除き、ご対応いたします。

8 開示等の手続きについて

6および7に関する具体的な手続につきましては、当協会ホームページの「個人情報保護法に基づく公表事項等に関するご案内」の「開示等の手続について」または備え付けのパンフレットをご覧ください。

9 質問・苦情について

当協会は、お客様からの個人情報に関する質問・苦情について適切かつ迅速に取り組みます。

10 開示・利用目的の通知・内容の訂正等・利用停止等・第三者提供の停止・安全管理措置・相談・質問・苦情窓口

当協会における個人情報等に関する各種のお問い合わせの窓口は、本誌最終ページの「相談窓口のご案内」（本店・支店）または、当協会コンプライアンス推進室（022-225-6414）にお申し出願います。

相談窓口のご案内

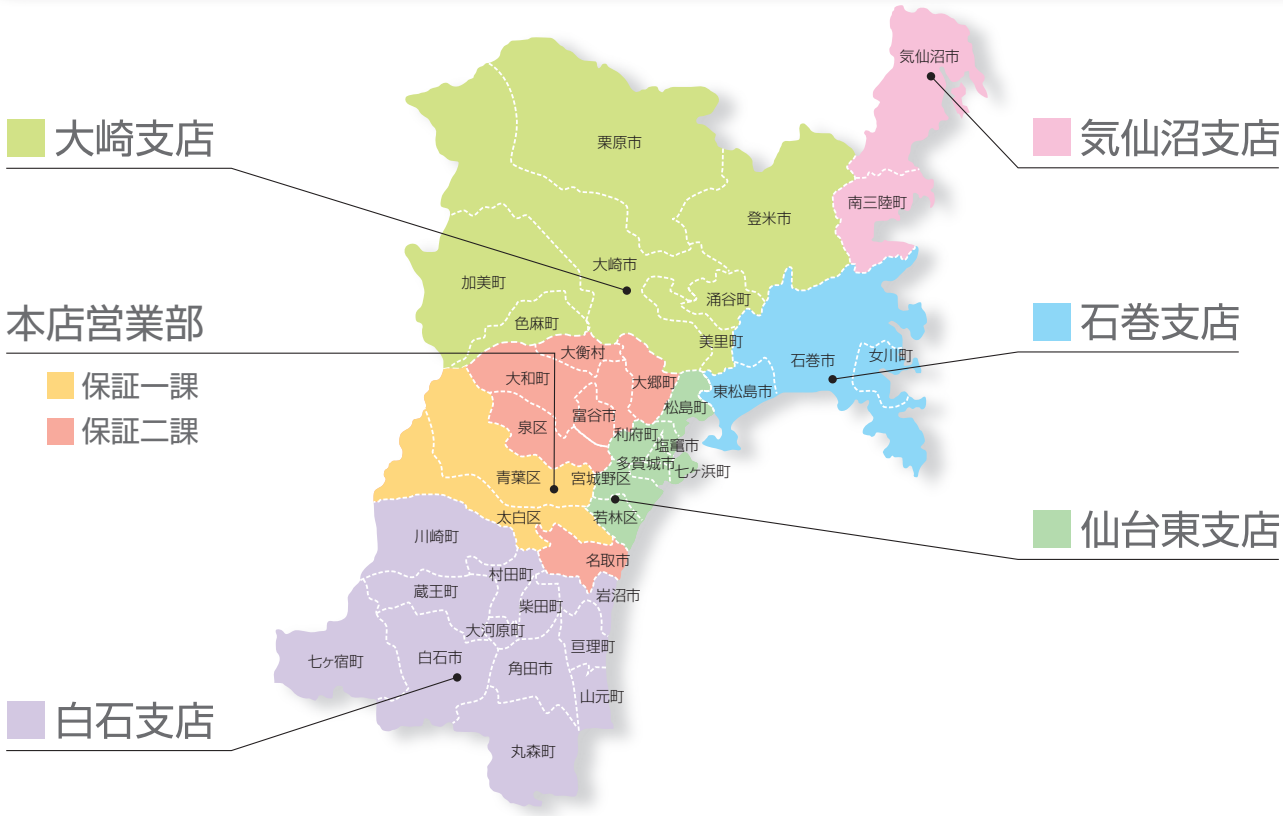

■本店・本店営業部（保証一課・保証二課）

住所／〒980-0014
仙台市青葉区
本町二丁目16番12号
（仙台商工会議所会館5・6階）

保証一課
TEL／022-225-6421
保証二課
TEL／022-225-6422
FAX／022-262-5134

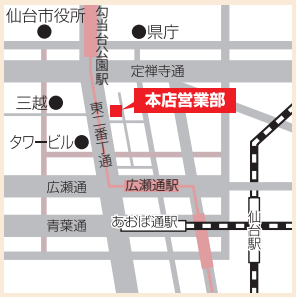

●担当地区
保証一課…仙台市青葉区、太白区
保証二課…仙台市泉区、名取市、富谷市、黒川郡

■仙台東支店

住所／〒984-0015
仙台市若林区
卸町二丁目9番5号
（仙台卸商センター第二OCビル3階）

TEL／022-783-9021
FAX／022-783-9020

●担当地区
仙台市宮城野区、若林区、
塩竈市、多賀城市、宮城郡

■白石支店

住所／〒989-0273
白石市中町11番地
（井丸ビル5階）

TEL／0224-25-2135
FAX／0224-26-3335

●担当地区
白石市、角田市、岩沼市、刈田郡、
柴田郡、亘理郡、丸森町

■大崎支店

住所／〒989-6166
大崎市古川東町
5番46号
（古川商工会議所会館3階）

TEL／0229-22-0722
FAX／0229-24-2614

●担当地区
大崎市、栗原市、登米市、
加美郡、遠田郡

■石巻支店

住所／〒986-0822
石巻市中央二丁目
9番18号
（石巻商工会議所会館3階）

TEL／0225-22-4178
FAX／0225-95-4930

●担当地区
石巻市、東松島市、女川町

■気仙沼支店

住所／〒988-0084
気仙沼市八日町
二丁目1番11号
（気仙沼商工会議所会館3階）

TEL／0226-22-1972
FAX／0226-24-3802

●担当地区
気仙沼市、南三陸町

宮城県信用保証協会のあらまし

Disclosure MIYAGI GUARANTEE 2025

緑の真珠　気仙沼大島

令和7年 8月発行

発行／宮城県信用保証協会
総務部 総務企画課
住所／〒980-0014
仙台市青葉区本町二丁目16番12号
仙台商工会議所会館6階
TEL／022-225-6493
FAX／022-261-1620

LINE 公式アカウント
友だち
募集中